

着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する 論点整理①

令和5年4月18日

事 務 局

本研究会では、過去3回の会合において、着信事業者の設定する音声接続料の在り方（特に「ビル&キープ方式」の是非等）について、様々な御意見・御指摘があったところ。

今回、御意見・御指摘の内容について整理を図った上で、御議論を深めていただきたい。

（検討スケジュール）

令和4年12月	令和5年1月	2月	3月	4月	5月
▲ 論点等提示	▲ 電話事業者 ヒアリング①		▲ 電話事業者 ヒアリング②	▲ 論点整理①	▶▲ 論点整理②

- 第66回会合（12/21）
 - ・ 論点及びスケジュール等の案について事務局から提示
- 第67回会合（1/24）
 - ・ 指定設備設置事業者（NTT東日本・西日本、MNO3者）からヒアリング
- 第69回会合（3/7）
 - ・ 指定設備設置事業者以外の電話事業者等からヒアリング（事業者4者、事業者団体2者）及び書面提出（事業者5者）
- **第71回会合（4/18（本日））**
 - ・ ヒアリング等を踏まえて制度整備に関する論点の整理及び検討
- 5月下旬（予定）
 - ・ 制度整備の方向性について議論
- 本研究会での議論を踏まえて、制度の変更が必要と考えられる場合には、情報通信審議会（電気通信事業政策部会）等において更に議論のうえ、関係法令の改正等。

1. 電話・音声接続に関する現状認識

- 電話・音声接続に関しては、市場の縮小、新たなコミュニケーションツールの登場・普及、接続料算定コスト低廉化の必要性、PSTNマイグレーション等の状況変化を指摘する意見があったほか、引き続き、ネットワーク維持コストを適切に回収することの重要性を指摘する意見があった。
- ビル&キープ方式を含めた着信接続料に係る議論に関しては、こうした状況・前提を踏まえたうえで整理を図るべきではないか。

2. 事業者間協議における課題

- 音声接続において、事業者間協議では解決し得ない問題（着信網の独占性に起因する着信接続料の高止まり、協議における有効なルールがない等）が存在するとの指摘があった一方、問題については、現行の事業者間協議の中で問題を解決すべきとの意見もある。
- 現行の接続ルールでは、指定電気通信設備以外の接続料については原則として事業者間協議に委ねられているところ、指摘のあった問題について、問題の所在を明らかにし、真に事業者間協議では解決し得ないと評価できるかどうかについて、まずは検討すべきではないか。

3. ビル&キープ方式について

- ビル&キープ方式を原則化することについては、原則化すべきとの意見・すべきでないとの意見の双方があった。各事業者からの意見を暫定的に分類すると、（A）メリットとその評価、（B）デメリットとその評価、（C）対象とするべき呼種・接続形態、（D）利用者料金等への影響、（E）導入の進め方等、等があったところであり、着目している観点・議論の趣旨はそれぞれ種々であった。それぞれの論点について、具体的な議論を進めるべきではないか。

4. 議論の進め方について

- ビル&キープ方式を原則化する場合、電話市場における競争、事業、料金等の前提となっている、現行の事業者間精算方式を変更するものであることに鑑みれば、利用者料金等に及ぼす効果も含め、様々な観点についてそれぞれ明確化を図りつつ、丁寧な議論を進めていくことが適当なのではないか。
- また、仮に原則化を行う場合の制度的な裏付け・我が国の接続ルールの中での位置付けについても併せて整理を要するのではないか。

5. 指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化

- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることに関して、接続する2者間の合意に基づき選択する限りにおいては、問題ないとする意見があった一方で、①指定設備設置事業者の有する交渉上の優位性等に鑑み、事業者間協議の適正性を確保する必要があるとの意見、②接続する2者間の合意に基づき選択できるようにすることが、指定設備設置事業者との間でビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題を生じさせるとの意見があった。
- ①については、指定電気通信設備制度の趣旨を踏まえて、ビル&キープ方式による音声接続を可能とした場合に必要な制度的措置として、どのようなものが考えられるのか、具体的に検討する必要があるのではないかと。
（検討を要する制度的な措置の例）当該指定設備設置事業者がビル&キープ方式に合意する条件を接続約款に定めることとすべきか、特定の事業者との間でのみ、交渉時点における接続料収支を条件としてビル&キープ方式の選択を（指定設備設置事業者が）拒むことについて、どのように考えるか、ビル&キープ方式の対象とすることができる呼種・接続形態を制限すべきか、当該指定設備設置事業者の他事業者のビル&キープ方式に係る合意の状況について確認するための措置をとるべきか。
- ②については、指摘のあった問題を具体的に整理した上で、①に基づき講じた措置を踏まえてなお生じる課題であると言えるかどうか、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが公正競争環境に与える効果等について、十分に検討する必要があるのではないかと。
（指摘のあった問題）事業者間の標準的な精算方式（デファクト・スタンダード）となり得る、利用者料金の音声定額制が普及することで、小規模事業者の回線維持が困難となる

6. トラヒック・ポンピングとの関係

- 一部の事業者からビル&キープ方式の原則化の論拠の1つとして提示のあったトラヒック・ポンピングの問題については、速やかな解決を要する問題であるという点について概ね争いはないものの、①ビル&キープ方式の原則化が根本的な解決となるとする意見があった一方で、②業務改善命令その他の行政当局による関与により解決を図るべきとの意見があった。
- ビル&キープ方式の原則化については、前述のとおり競争政策上の観点から丁寧な議論を要するところ、原則化により速やかに解決することは（原則化によって解決すべきかどうかは措くとしても、）不適當かつ困難なのではないか。
- まずは総務省において、トラヒック・ポンピングの実態の検証を行った上で、電気通信事業法上の考え方等について整理を進めることが適当ではないか。

7. 他の接続制度・接続料規制との関係

- ビル&キープ方式と（音声における）指定設備制度の関係については、簡素化・非対称規制の撤廃等に関する意見があった。引き続き、指定設備設置事業者・競争事業者の双方の意見を聞いて（まずはその必要性の観点から）整理を進めていく必要があるのではないかと。
- その他の接続料規制（特に、pure LRICをはじめとする着信接続料に対する対称規制）については、ビル&キープ方式と並行して検討してもよいという意見に対し、過剰な規制コスト、小規模事業者における負担等に関する指摘があった。
（2. 再掲） 現行の接続ルールでは、指定電気通信設備以外の接続料については原則として事業者間協議に委ねられているところ、指摘のあった問題について、真に事業者間協議では解決し得ないと評価できるかどうかについて、まずは検討すべきではないか。
- 真に事業者間協議で解決し得ない課題がある場合においても、着信接続料に係る規制については、pure LRICを積極的に採用すべきとの意見がなかったことも踏まえ、規制コスト・事業者負担等の観点を踏まえて検討を進める必要があるのではないかと。

8. 第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差

- 第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差については、ネットワークの実際費用・需要に差がある以上当然であり、指定設備制度の下で算定されている以上問題ないとする意見が多くあったが、需要の算定方法の差分があるのではないかとする意見もあった。
- 引き続き、本研究会等における接続料算定の適正性の検証等を通じて、検討を進めていくことが適当ではないか。

1. 電話・音声接続に関する現状認識

(電話・音声接続の現状に関する意見)

- 音声通話は、固定電話からモバイル、さらにはLINE、Teams、Skypeといった通信アプリ等、新たなコミュニケーションツールにシフトしており、コロナ禍を契機としたリモートワークの拡大によりこうした動きは更に加速している。**利用者はこうした多様なサービス・ツールから通信手段を選択しており、当社の固定電話や光IP電話もその中の選択肢の一つに過ぎなくなっている。**【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- **固定電話市場全体が、顧客獲得を事業者間で争う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供していく「維持・縮退フェーズ」に移行**していく中、当社は、これまで果敢のコスト削減に取り組んできたものの、限界に近づき、**当社のみで更なる効率化を進めることは困難**な状況。今後も回線数やトラフィックの継続的な減少が見込まれる中、サービス提供の維持に向けては、規制対応コストも含め、これまで以上のコスト効率化が課題となっている。【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- アプリ等による音声代替サービスやSNSによる新たなコミュニケーションが進展し、**音声サービス市場全体としては縮小傾向**である一方、**音声接続料の算定等には相当な稼働・コスト**（接続料算定、事業者間協議・精算、明細システムの維持・管理等）**を要する**。なり手の確保が困難であり、地道な作業におけるモチベーション確保も必要である等、**相応の知識・技能を有する人材の確保は困難**。【第67回会合・NTTドコモ】
- 音声トラフィックは直近10年で25%減少しており、今後も市場は縮小傾向。**通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を検討する時期**にきている。【第67回会合・KDDI】
- 通信インフラは国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであり、**安定的なネットワーク提供・維持のために、事業運営上ネットワーク維持コストを適切に回収することは非常に重要**。これは「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を基本とする接続料算定の原則にも沿うものと理解。【第67回会合・ソフトバンク】
- 音声通話は明らかに減少している中で、**事業モデルの転換をしないと音声アプリに置き換えられて事業が無くなってしまう**。【第69回会合・フリーストーン】

(PSTNマイグレーションに関する意見)

- 固定電話網の**IP網への移行後の事業者間の接続形態はシンプルな発着2社間の直接接続**となる。これにより、NTT東日本・西日本を含む**各社は**、お互いに着信網の接続料を負担した上で発信呼の料金設定を行う**対称・対等な関係**となる。【第67回会合・NTT東日本・西日本】（同旨：第67回会合・NTTドコモ、第67回会合・KDDI、第69回会合・NTTコミュニケーションズ）
- PSTNマイグレーションに係る**事業者間の意識合わせの場においても、接続ルールや精算等の簡素化・簡便化を志向し議論を実施**しており、IP接続への移行は従来のルールや商慣習を見直す絶好の機会。【第69回会合・NTTコミュニケーションズ】

○ 電話・音声接続に関しては、市場の縮小、新たなコミュニケーションツールの登場・普及、接続料算定コスト低廉化の必要性、PSTNマイグレーション等の状況変化を指摘する意見があったほか、引き続き、ネットワーク維持コストを適切に回収することの重要性を指摘する意見があった。

○ ビル&キープ方式を含めた着信接続料に係る議論に関しては、こうした状況・前提を踏まえたうえで整理を図るべきではないか。

2. 事業者間協議における課題

(音声接続に関して、事業者間協議で解決できない問題が生じているとの立場の意見)

○ 音声接続料については原則非規制が望ましいものの、**着信網の独占性**に起因し、以下の問題が生じてきた。

- ・ **過度な利潤の上乗せ等による着信接続料の高止まりに対する抑止力が働かない構造**にあること
- ・ こうした事業者が存在した場合、**協議により算定の妥当性を確認していくことは困難**であること
- ・ 結果、着信接続料を負担する他の事業者は、ユーザ通話料の低廉化や柔軟な料金設定が困難となること

着信接続料の高止まりを解消するためには**全事業者に対して実際費用方式による接続料算定を義務づける等の方策も考えられるが**、接続会計の整理等や協議を通じた妥当性の確認には相当の稼働やコスト・期間を要するため、**現実的ではない**。【第67回会合・NTT東日本・西日本】

(→ ヨーロッパ各国では着信網の独占性が認識されている。**着信に関してはきちんとコストベースにしないと問題が起こる**のはそのとおり。【第67回会合・佐藤構成員】)

○ 次のように、**有効なルールがない中での交渉を今後も継続していく場合、各社の音声接続料水準の格差が拡大あるいは定着化するおそれがある**。

- ・ 事業者間協議において、NDAの締結により第三者への開示は防げたとしても、**競合事業者に対し自網のコストやトラフィック等の詳細情報を開示することは事業運営上困難**であるほか、接続会計が整備されていない**非指定事業者においては開示するための算定根拠作成に稼働・コストを要する**ため実務上対応が困難である等、**接続料に係る算定根拠の相互開示が困難**。
- ・ 事業者間協議において、仮に相手事業者網の**コストやトラフィックの情報を受領したとして、指定設備設置事業者のように第三者のチェックもないため、接続料算定根拠としての妥当性の判断が困難**。例えば、間接コスト配賦基準等に各社独自の考え方が含まれる場合、その考え方が妥当かどうかの判断が困難。
- ・ **ベンチマークとして参照するモデルが複数あり**(PSTN-LRIC、IP-LRIC、NTT東日本・西日本ひかり電話)、**何をもちて近似とするかの判断材料もルールもないため、判断・合意形成が難しい**。接続料の収支状況によってベンチマーク設定の考え方が左右され、交渉が難航。毎年様々な譲歩案を駆使して交渉を重ねた結果、複数の合意パターンが存在し、**遡及精算を含めた複雑な事業者間精算処理**を実施している。【第69回会合・NTTコミュニケーションズ】

(○ その他、トラフィック・ポンピングの問題について、事業者間協議では解決できないという意見複数あり。(P.30・31において後述))

(音声接続に関して、事業者間協議で解決できない問題は生じていないとの立場の意見)

- 音声接続料は長年**L R I Cモデルにて公平性を保って運営できている**と評価。また、L R I C水準だけではなく相対契約による低廉化された料金も適用されているため**トラフィックが偏向となっている場合でも公平性が保たれる**ような状態になっている。【第69回会合・IPS Pro】
- 現状、多くの事業者がPSTN-LRIC等の**市場価格又は対向事業者とのミラーで接続料を設定しているなかで、特に大きなトラブルは発生していない**と認識。接続料協議で課題が生じているのは限られた事業者間であると推察しており、当該事業者は、例えば前年対比の実績トラフィックの増減等の情報を基に、まずは2社間で協議を重ね解決することが望ましい。【第69回会合・ZIP Telecom】

2. 事業者間協議における課題

(指定設備設置事業者と接続事業者間の音声接続料の水準差に関する意見)

- NTT東日本・西日本のひかり電話と同様にIP設備を使用しているのにも関わらず、固定事業者のIP電話の接続料水準はLRICをベンチマークの一つとしているため、高止まりしている可能性がある。【第67回会合・NTTドコモ】
- 指定設備設置事業者と接続事業者の間では経営戦略やトラフィック量に違いがあり、ゆえにネットワーク構成や音声接続料の水準に差異が生じるのは当然。指定設備設置事業者が定める接続料は、総務大臣の承認を受け、または総務大臣に届け出られた算定方法に基づき算出されることから、適正性が確保されており、また、非指定設備設置事業者の音声接続料についても、事業者間の合意により決定されることから、協議を通じ適正性が確認されている。こうしたことから、現行の方式を維持することに問題はない。【第69回会合・楽天モバイル】
- 指定設備設置事業者と接続事業者の間にネットワーク構成や音声接続料の水準差があることについては、各社独自の経営方針に従って設備構築しており、これを統一することは困難。【第69回会合・オプテージ】
- これまでの音声接続料に係る制度を踏まえると、事業者の規模、地域性、サービス内容、技術要素等を加味してネットワークが構成され、結果的に網コストに反映される認識のため接続料に水準差があることは自然。とはいえ、事業者の規模、地域性、サービス内容、技術要素等を加味した上限値を設定可能であれば、円滑な事業者間協議に寄与するとも考える。【第69回会合・エネルギー・コミュニケーションズ】

(事業者間協議の実態や、いわゆる「ベンチマーク」に関する意見)

- トラフィック・ポンピングが疑われる事業者のトラフィックは増加傾向であるが、NTT東日本・西日本のPSTNトラフィックは減少傾向であり、LRIC接続料はベンチマークとして適さない。【第67回会合・NTTドコモ】
- 非指定事業者は算定ルールが存在せず、2者間協議による合意が基本。多くが市場価格(LRIC・ひかり電話単金)を採用しているが、採用する市場価格と実ネットワークの類似性が主な協議ポイントとなる認識であり、実ネットワークと乖離した設定となるケースも発生し得る。【第67回会合・ソフトバンク】
- 他事業者の設定する着信接続料に係る協議において、実際に具体的な算定根拠等の提示をこれまで頂いたことはなく、また、仮に提示をいただいたとしてもその妥当性の確認には相当の稼働・期間を要することが想定されることを踏まえ、具体的な算定根拠の提示をいただけなかったとしても、固定系事業者の場合、当社の設定する着信接続料(PSTN及びひかり電話接続料)と同等以下の水準である場合には、着信接続料に係る費用負担の同等性は確保されているとして、当該着信接続料について合意を図ってきた。【第68回会合(追加質問回答)・NTT東日本・西日本】
- 非指定事業者の実際の設備構成等がひかり電話に近似しているのであれば、ひかり電話単金をベンチマークとして用いることは不適切ではない。なお、既に回線交換設備は製造されておらず維持限界を迎えており、各事業者はIP網への移行を進めている状況を踏まえれば、現在の非指定事業者の実際の設備構成等は、ひかり電話に近似していると考えられる。【第68回会合(追加質問回答)・NTTドコモ】

○ 音声接続において、事業者間協議では解決し得ない問題（着信網の独占性に起因する着信接続料の高止まり、協議における有効なルールがない等）が存在するとの指摘があった一方、問題については、現行の事業者間協議の中で問題を解決すべきとの意見もある。

○ 現行の接続ルールでは、指定電気通信設備以外の接続料については原則として事業者間協議に委ねられているところ、指摘のあった問題について、問題の所在を明らかにし、真に事業者間協議では解決し得ないと評価できるかどうかについて、まずは検討すべきではないか。

- 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日情報通信審議会答申)において「今後PSTN からIP 網へのマイグレーションが進む中、IP 網同士の直接接続が増加すると想定され、(…)事業者間協議の不調は、結果としてIP 網同士の直接接続を阻害する要因となり得ることから、ネットワーク事業者間の接続を円滑化し、ブロードバンド普及促進を図る観点から、とりわけ接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要」とされたこと等を踏まえ、平成24年7月に策定。

1 ガイドラインの目的・対象

- 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。
- 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも発生。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分になされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。
- 本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。
- 本ガイドラインは、新たな規制の導入を意図するものではない。また、従前より事業者間協議が円滑に行われていた場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。
- 本ガイドラインは、全事業者を対象とし、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すもの。(※)携帯電話事業者の接続料に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を併せて参照。

2 事業者間協議のプロセス

- 接続に係る協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、接続事業者からの問合せや接続に係る協議の申込等に対して遅滞なく対応することが望ましい。
- 接続協定を締結又は変更しようとする場合、十分な協議が可能な期間を確保して事業者間協議を開始することが望ましい。
- 事業者間協議に当たり、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

- 双務的な接続形態に係る接続料についての協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当。
- 上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行う事が望ましい。
- 指定事業者についても、接続約款の認可又は届出の手続を経たことをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に関する説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

- 接続に必要なシステム開発・更改に当たっては、当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決めることが望ましい。
- 接続に必要なシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること等が適当。

5 協議が調わなかった場合の手続

- 事業者は、接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、事業者は法令の定める紛争処理スキーム(総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁)を利用することが可能。

6 その他

- 総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

- 「接続料の算定に関する研究会 第一次報告書」(平成29年9月)において、「接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があり得るところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるものであるから、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができる。」とされた。
- これを踏まえ、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る金額に関する交渉の円滑化のため、平成30年1月に策定。

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額(以下「金額」という。)について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
※ 認可された接続料等を除く。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

(注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

接続応諾義務（電気通信事業法第32条）

平成9年改正（接続の基本的ルールの整備）により創設

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって利用者が多様なサービスを楽しむことができることから、ネットワークを保有している全ての事業者（電気通信回線設備設置事業者）は、以下のような場合（接続拒否事由）を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならない。

- 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（法第32条第1号）
- 電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（法第32条第2号）
- その他、総務省令で定める正当な理由があるとき（法第32条第3号）
 - ✓ 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（施行規則第23条第1号）
 - ✓ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（施行規則第23条第2号）

接続協定に関する協議命令・接続協定に関する細目の裁定（電気通信事業法第35条）

事業法制定（昭和60年）時に創設

接続に関する協定（接続協定）は、基本的には電気通信事業者間の交渉により締結されるものであるが、事業者間の交渉力等に差異があるため、優位な立場にある電気通信事業者が接続を拒否したり、自己に有利な条件を押しついたりすることにより公正競争が阻害され、利用者の負担増が発生するなど等、公共の利益の増進を阻害するおそれがある。このことから、接続に関して紛争が生じた場合における総務大臣による協議命令・裁定等の紛争処理スキームが整備されている。総務大臣は、命令・裁定にあたっては、命令・裁定について電気通信紛争処理委員会に諮問する（法第160条）。

【協議命令】

- 接続応諾義務のある電気通信回線設備への接続に関する協議命令（第1項）
法第32条の担保規定であり、当事者から申立てがあった場合は、接続拒否事由があるときを除き、命令が発せられる。
- 接続応諾義務のない電気通信設備への接続に関する協議命令（第2項）
当事者から申立てがあった場合、公共の利益を増進するために必要であり、かつ適切であると認めるときは、命令を発することができる。

【細目裁定】

- 協議命令がない場合における接続協定の細目に関する裁定（第3項）
接続協定の締結については両当事者とも合意しているものの、協定の細目についての協議が調わない場合において、協議命令を経ることなく裁定を申請することができる。
- 協議命令があった場合における接続協定の細目に関する裁定（第4項）
協議命令があった場合には、両当事者は協定締結のために協議をしなければならないが、協定の細目の協議が成立しない場合があり得る。この場合に、裁定を申請することができる。

(参考) 過去に存在した一般的な接続ルール

・ 接続協定の認可・届出制

（事業法制定時に創設（旧一種事業者：認可制）、昭和62年改正で旧二種事業者に拡大（一部届出制）、平成13年改正（約款規制緩和）で届出化、平成15年改正（約款規制原則撤廃）で廃止）

・ 旧第一種事業者が任意に作成した接続約款の認可・届出制（平成9年改正で創設（認可制）、平成13年改正で届出化、平成15年改正で廃止）

3. ビル&キープ方式について

(接続料取引において原則的にビル&キープ方式を採用すべきとの立場の意見)

- 対称・対等な接続関係となる I P 網移行後においては、規制対応や運用に係るコストを最小化する観点からも、**全ての事業者が一律・公平にビル&キープ方式を用いることにより、着信接続料高止まりの課題に対応することが最適。**【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- ビル&キープ方式は、**I P 網への移行と併せて、特段の支障**（需要の拡大期にある小規模な新規参入の事業者、片務的な接続形態（サービス呼の1レグ目）等）**がなければ全事業者一律に導入し、ビジネスモデルの転換による利用者利便の向上を図るべき。当社としても、ビル&キープ方式の導入により低廉で使いやすい料金の実現を目指す考え。**【第67回会合・NTTドコモ】
- **全事業者へのビル&キープ方式導入は、環境変化に応じた新たな制度の有力案。**指定設備制度については、これまでも公正競争上の課題を踏まえて検討がなされ、累次のルール整備が図られてきたところ、様々な音声接続を取り巻く環境変化（PSTNマイグレーション、トラヒック・ボンピングの出現、音声市場の縮小等）を踏まえれば、既存制度の見直しを検討する時期に来ている。【第67回会合・KDDI】
- ビル&キープ方式の全事業者への一律導入を進めるべき。【第69回会合・フリービット】

(ビル&キープ方式は2者間の合意に基づくべきとの立場の意見)

- ビル&キープ方式は「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」（以下「最終答申」という。）で整理されたとおり、**2者間で合意できた場合に採用されるべき。全事業者一律採用や、一方が要望すれば採用するといったルール化は適切なコスト回収の原則から逸脱。**【第67回会合・ソフトバンク】
- 2者間合意により採用されるのは、具体的には次のような場合を想定。
 - ・ 双方の発着トラヒックと接続料単金を掛けた**精算総額が同程度である場合**（ネットワーク構成が異なる事業者間での導入は難しい）。
 - ・ トラヒック・取引金額規模が些少で、**事業者間精算や接続料算定コストの方が双方大きい場合**【第67回会合・ソフトバンク】
- ビル&キープ方式は、**接続し合う事業者間のトラフィックが均衡し、互いの設備を同等に利用し合うことを背景に導入されるもの**であると理解している。加えて、現状の事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単金が設定されている等のことから、**公平性の観点に鑑み、接続する2社間で合意できた場合に採用されることが適当。**【第69回会合・オプテージ】
- **事務処理の簡素化の観点から、事務処理コストが無視できないほど支払額が少額な事業者間精算は見合わせる選択はとり得ると考えられるが、それ以外は、従来通り事業者間精算が適当。**【第69回会合・エネルギー・コミュニケーションズ】
- 適切なコスト回収の観点から**全事業者一律採用や片方だけの要望による強制適用につながる制度とならないよう**慎重に検討を進めていただきたい。【第69回会合・オプテージ】

○ ビル&キープ方式を原則化することについては、原則化すべきとの意見・合意に基づき適用することとすべきとの意見があった。各事業者からの意見を暫定的に分類すると、

(A) メリットとその評価（自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等）、

(B) デメリットとその評価（小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等）、

(C) 対象とするべき呼種・接続形態（サービス呼の扱い、対象外とする呼種がある場合の対応等）、

(D) 利用者料金等への影響（料金の柔軟化、定額制料金の浸透、着信者課金との関係、卸料金との関係等）、

(E) 導入の進め方等（影響緩和・経過措置、導入時期等）、

等があったところであり、着目している観点・議論の趣旨はそれぞれ種々であった。それぞれの論点について、具体的な議論を進めるべきではないか。

3.(A) ビル&キープ方式のメリット及びその評価

(自網コストの効率化・事業者間の公平性の確保に係るインセンティブに関する意見)

- 自網コストが全て自社負担となるため、他社から過剰な利潤を得る余地はなく、**効率化インセンティブが強く働く**。【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- ビル&キープ方式は、**音声接続料水準の高止まり及び接続料水準差の解消など、事業者間の公平性の確保につながる**。(固定事業者との間では、IP電話に係る接続料水準の高止まり解消による公平性の確保、モバイル事業者との間では、音声接続料水準差の解消による公平性の確保。)【第67回会合・NTTドコモ】
- **事業者が自らの判断でコストやユーザ料金をコントロール可能となる点で公平であり、自社設備を効率化しようとするインセンティブも全ての業者に等しく働く**ことに加え、全事業者において着信接続料算定・精算等に要する運用コストの削減が図られることを踏まえれば、**事業者間の設備構成や現行接続料の水準差は、ビル&キープ方式の採用を妨げる理由にはならない**。【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- ビル&キープ方式を導入すべきであるのは、双務的な関係にある場合の**接続料水準が近接しているからではない**。【第68回会合(追加質問回答)・NTTドコモ】

(音声接続に係るコストの削減に関する意見)

- **接続料の算定**(会計整理等含む)**や接続料を精算するためのシステム、請求・照合等**に係るコストが不要。【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- 音声サービスが縮小している中、新時代に対応した働き方改革を進める上でも、**官民の規制コスト最小化に資する最も簡便で最適な方式**。【第67回会合・NTTドコモ】
- (→ **具体的には、当社においては接続料算定にかかる社員稼働、精算業務にかかる業務委託費用等、事業者間協議にかかる社員稼働、明細システムの維持・管理費用等の項目で削減を見込んでいる**。また、総務省においては、**接続料の届出・検証・算定方法の見直し(制度整備)等の接続料の適正化**にかかる稼働や、**あっせん、仲裁等の紛争処理手続き**にかかる稼働を削減できる。【第68回会合(追加質問回答)・NTTドコモ】)
- 双務的な関係にある接続事業者間の精算が不要となることで、**精算実務や精算システムのメンテナンス**に係る業務負荷が軽減されるほか、それらの事業者間の**接続料の協議・調整**に係る各種業務等の負荷軽減にも寄与する。【第68回会合(追加質問回答)・KDDI】
- **一部の呼でビル&キープ方式を導入したとしても精算業務に係るコストは現行とほとんど変わらず、削減効果は見込めない**。なお、事業者間の精算についてはシステム化されているため、現状においても大きなコストは発生していない。【第68回会合(追加質問回答)・ソフトバンク】
- 事業者間の毎月の接続料**精算**、毎年の**交渉・遡及精算**に要する稼働や**専門人材の維持・確保、精算システム**等のコストが不要となる。【第69回会合・NTTコミュニケーションズ】

(音声接続の参入障壁の軽減に関する意見)

- ビル&キープ方式の導入により、IMS接続を導入するMVNOにとっては、相互接続先の他事業者との協議や事業者間精算等の事務的コストの軽減に資するものと想定。【第69回会合・MVNO委員会】
- 日本において、相互接続による電話事業への参入には、設備投資のほか、接続に係る長期間を要する複雑な手続きや事業者間精算の仕組みに対応するためのコストが参入障壁となっている。【第69回会合・JUSA】
- 日本では、ユニファイド通信事業者は既存事業者に網接続を依存せざるを得ない現状。(ビル&キープ方式の導入と併せて)既存事業者に接続を依存せず競争ができる環境整備として、接続協議の省力化・短期間化、全番号種別を番号ポータビリティの対象とする(050番号、0570等)こと、クラウド時代に則した番号割当条件、050番号やクラウドPBX等の緊急通報受理機関接続、NGNのIPoE接続料の低廉化等が必要。【第69回会合・JUSA】
- 毎年、接続料の算定や各社との接続料の交渉が必要というのは、新規参入事業者にとって人材確保の視点から大きな参入障壁。
 - ・ 接続料の算定や渉外業務という特殊且つ右肩上がりではない業務を担当する担当者の今後のキャリアパスを想定すると非常に大きな負荷。
 - ・ 担当者の新規採用、グループ内での異動などでの人材確保を行うことが大きな負担【第69回会合・フリービット】

(小規模事業者における事業継続性・競争への影響に関する意見)

- ビル&キープ方式の下では、**各事業者の契約者数が利益に影響する**と思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。【第67回会合(追加質問)・辻座長】
- ビル&キープ方式の影響は、かけ放題等の通話料定額制の浸透次第ではあるが、**電話事業者の主な収入源のひとつである通話料収入にも影響を及ぼす可能性があり、設備維持や事業継続に必要な収入面において特に小規模事業者への影響は大きいのではないかと。**設備投資や維持にかかるコストを基本料金等に転嫁できるとは限らず、各社は**接続料や通話料収入に代わる新たな機能等の拡充や設備の効率化などが更に求められる**という認識だが、**機能の拡充や設備の効率化が上手く進まなかった場合は、事業撤退等も起こりうる**と思われる。結果、**利用者によるサービス選択肢の縮小や事業者減少により競争や設備効率等のインセンティブを損なう可能性**も有している。【第69回会合・ZIP Telecom】
- 通話料の従量課金では、事業規模やサービスエリアが小さくとも自社が持つトラフィック次第で規模の大きい事業者とそれなりの競争ができています。認識。**通話料定額制の収益は契約者数に左右されることとなり、規模の大きい事業者の優位性が高い**のではないかと。【第69回会合・ZIP Telecom】
- ビル&キープ方式導入後は**多くの収益が加入者数(番号数)に依存するため、多数の加入者を有する事業者の市場支配力が強まり、市場の寡占化が進むおそれ**もある。この導入によって中小の接続事業者や卸先事業者が(相対的・絶対的問わずに)競争上の不利益が生じないように、①導入時の制度面での対策、②導入後の定期的な市場の確認・見直し議論が必要。【第69回会合・JUSA】
- **小規模事業者はトラフィックのバランスが不均衡**(大手移動系通信事業者の**かけ放題メニュー等の影響**で固定電話と携帯電話間の音声呼量において、携帯発固定着の音声呼量が多く、トラフィックが不均衡となっている状況と認識。) **な現状**において、**事業者間精算方式を前提とした自社のお客さまからの利用料のみでは事業継続性に支障が生じるおそれ**があり、ひいては利用者利便を損ねるおそれがある。【第69回会合・オプテージ】
- ビル&キープ方式を取り入れた場合、弊社のように**事業規模が小さい事業者では収支面への影響が多大**なため、慎重に検討を進めていただきたい。【第69回会合・STNet】
- **事業者の規模(契約者数)とトラフィックバランス・接続料収支は直接関連しない**ため、ビル&キープ方式の導入により、契約者数の少ない事業者が不利になることはない。また、**ネットワークのIP化が進展している中**、容量やスペック等に応じた様々な通信機器が提供されており、事業者は事業規模に応じて選定することが可能であることを踏まえれば、**事業規模に基づくスケールメリットはそこまで働かなくな**ってきている。【第68回会合(追加質問回答)・NTT東日本・西日本】
- **特に移動通信事業は**サービスの特性上、契約者数の多寡に関わらず全国できめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、**契約者の少ない事業者が不利**になる。**契約者が多い事業者にとって有利、契約者が少ない事業者にとって不利になるような制度変更は、健全な競争に悪影響**を及ぼす。【第69回会合(追加質問回答)・ソフトバンク】

(コスト回収に係る懸念に関する意見)

- 特にモバイルに関しては音声のトラフィック量も非常に大きく、災害時や障害時にも安定的に提供する必要がある非常に重要なサービスの一つとして捉えられている。その維持コストも含めてコストをどんどん下げていく議論にはなっていない。【第64回会合・ソフトバンク】
- 他社発自社着呼のコストを自網内コストや自社発他社着呼等から回収することは、当該通話で便益を受けている受益者とコスト負担者の相違等が発生するため、適切ではない。【第68回会合（追加質問回答）・ソフトバンク】
- 当社では、携帯事業者からの着信が多く、着信のために多くの設備コストをかけているが、ビル&キープ方式では適正な原価回収ができず問題がある。【第69回会合・STNet】
- ビル&キープ方式は、理論上、相互の着信接続料を同等規模と見なし相互非請求とするものであり、相手事業者への支払いが不要となる接続料が自社着信分のコスト回収原資にあたる。このため、必ずしも着信コストを利用者から回収する必要はない。【第69回会合・NTTコミュニケーションズ】
- フラットレートになると、利用者がたくさんコールをかけるようになり、設備の増強も必要になる。今まで設備のコストはある程度着信接続料で回収できていたとすると、どういう形での回収の仕組みがあり得るのか考えていく必要がある。【第69回会合・佐藤構成員】

3.(C) 対象とする呼種・接続形態

(全ての呼種を対象とすべきとの意見)

- 一部でも既存精算方式が残れば、既存の精算システムは必要となり、結果的に事業者間精算コストが低減できず、参入障壁も下がらない。**ビル&キープが全接続** (国内全呼種) **に確実に適用されることが必要**であり、特に**加入者番号以外の番号** (トルフリー番号等の付加サービス) **にもあまねく適用されることが必要**。【第69回会合・JUSA】
- 全ての呼種に適用するべき。【第69回会合・フリービット】

(一部の呼種は対象外とすべきとの意見)

- ビル&キープ方式は、双務の関係にある接続事業者間において相互に発生する接続料を互いに請求しないという考え方と認識。**着信課金、国際電話等の片務的な呼種は**、特定のサービス提供事業者がエンドエンドで料金を設定して利用者から収入を得ており、発信・着信事業者は(一方的に利用されるのみであり、)自網コストを接続料以外では回収する術がない。PSTNマイグレーション後もこの構造に変化はなく、サービス提供事業者への接続料請求は今後も必須であることから、**ビル&キープ方式の対象外とすべき**。【第67回会合・KDDI】
- **着信課金や国際通話等、発着間の双方向接続でない呼種においては、サービス提供事業者は利用者から収入を得る一方、発信/着信事業者は自網コストを接続料以外で回収する術がない**ことから、当該呼における接続料算定・精算は継続して必要。【第68回会合(追加質問回答)・ソフトバンク】

(一部の呼種を対象外とする場合、簡便な事業者間精算方式を検討すべきとの意見)

- ビル&キープ方式は全事業者一律に導入することが適当だが、仮に2者間合意による段階的な導入等を進めていくのであれば、**着信課金・国際通話については、トラヒック量や接続料取引額の規模、事業運営への影響度等を踏まえつつ、既存の規制の見直し・簡素化** (例えば、トラヒックによらない定額精算の導入等) **を含め、改めて検討することが適当**。【第68回会合(追加質問回答)・NTT東日本・西日本】
- 特段の支障がなければ全事業者一律にビル&キープ方式を導入すべきだが、**片務的な接続形態(サービス呼の1レグ目等)は特段の支障に該当するため、接続料の算定を継続する必要がある**。ただし、ビル&キープ方式の導入と併せて**簡便な方法を採用していくべき**。【第68回会合(追加質問回答)・NTTドコモ】

(一部の呼種を対象外とする場合でも、接続料の低廉化を図るべきとの意見)

- **着信ボトルネック性により着信接続料を下げるインセンティブが働きにくい構造は**、一般呼に限らず**サービス呼** (着信課金等) **含め共通課題**と認識しており、加えて、サービス呼には、
 - ・ **発側・着側両方の接続料支払いが必要**となる形態となっており、一般呼以上に接続料水準の収支影響が大きい
 - ・ 仮に、**一般呼のみにビル&キープ方式を導入した場合、サービス呼の接続料交渉・精算が残る**
 という課題も存在する。上記課題解決には、**サービス呼もビル&キープ方式導入対象とすることが望ましいが、それが難しい場合には、発信・着信接続料高騰の抑止や事業者間交渉円滑化のために、例えば、非指定事業者が設定する接続料はNTT東西ひかり電話水準をベンチマークとすることを原則とする等が考えられる**。【第69回会合・NTTコミュニケーションズ】
- 仮に**ビル&キープ方式の恩恵を中継事業者が享受できないとすれば、中継料金の高止まり等、** (プレフィックス) **接続と** (モバイル音声) **卸の代替性低下につながる**ことが考えられる。この点、代替性確保の観点から、**ビル&キープ方式が広く普及した場合においても、着信接続料等が継続的に低廉化し、プレフィックス自動付与を採用するMVNOが継続的にそのメリットを享受できることが重要**。【第69回会合・MVNO委員会】

3.(D) 利用者料金等への影響

(利用者料金の柔軟化・定額制料金の浸透につながるとの意見)

- 自社サービスの料金の設定範囲が、自網コストのみ（他網コストの負担なし）となるため、**より柔軟なサービスメニュー等を検討する余地が広がる。**【第67回会合・NTT東日本・西日本】（同旨：第69回会合・NTTコミュニケーションズ）
- 自網自己負担となると、他事業者の接続料水準に左右されずに利用者料金を決定することが可能となり、**定額制料金等の柔軟な料金設計が可能**となり、利用者利便の向上が図られる。【第67回会合・NTTドコモ】
- 実現した暁には低廉で使いやすい料金の実現を目指す考えを（NTTドコモが）はっきり宣言されたのは意義が大きい。【第67回会合・酒井構成員】
- （ビル&キープ方式に）メリットがあれば、あるいは運用コストなどが下がれば、そして競争が促進されれば、**メリットがかなりの割合で競争を通じて消費者に還元される**と考えており、還元されることを期待。**還元できないとなれば、競争が十分機能していないのではないか。**【第67回会合・佐藤構成員】
- **自社の設備費用の管理と自社の創意工夫で、エンドユーザへの料金プランを作ることが可能**となる。【第69回会合・フリービット】
- **ビル&キープ方式が主流となった後は固定電話事業者内にもかけ放題等の通話料定額制を軸とする新しいサービスが浸透**してくることが予見される。【第69回会合・ZIP Telecom】
- ビル&キープ方式では、自社の料金設定の範囲が自網コストのみとなる。自社の設備規模に見合った**料金設定がコントロールできるようになる点は評価できる。**【第69回会合・ZIP Telecom】
- （現在の着信接続料交渉を継続するなら、）**一部の事業者の音声接続料水準が高止まりすることにより、ユーザ料金の低廉化等を阻害するおそれがある。**【第69回会合・NTTコミュニケーションズ】
- PSTNマイグレーションは、日本のネットワークがオールIP化するというエポックなタイミングであり、このタイミングを逃さず過去のしがらみは一旦断ち切って、**外を向いて事業環境を再構築すべき。**ライバルは通話アプリだけでなくSNSやOTT、その他生活者の時間を奪っていく多くのもの。**外にいるライバルを打ち負かしたり、ライバルと手を組んだりして行くことが必要で、そのためにビル&キープ方式を使った新サービスの創出が出来る環境を整備する必要**がある。【第69回会合・フリービット】

(利用者料金と直接的に連動するものではない・影響は限定的との意見)

- **ユーザ料金は、ネットワークや営業コスト、他事業者との競争環境等を総合的に勘案した上で設定**されるものであり、接続料支出と直接的に連動するものではなく、（このことは、）**ビル&キープ方式導入後も変わらない。**ビル&キープ方式導入による収支影響や市場動向を踏まえ、ユーザ料金についても検討してまいりたい。【第67回会合／第68回会合（追加質問回答）・KDDI】
- 最終答申で「**着信接続料がユーザ料金に与える影響は限定的**で、『着信接続料を低廉化すれば、携帯電話のユーザ料金の低廉化が確実に期待できる』と説明することは困難」と記載されているが、その状況に変化はない。【第68回会合（追加質問回答）・ソフトバンク】

3.(D) 利用者料金等への影響

(着信者課金との関係に関する意見)

- 海外主要国でビル&キープ方式が採用されているのはユーザから着信料金を回収している米国のみ。日本同様、**発信者課金前提でのビル&キープ方式採用事例はない**。(発信者課金前提では)他社発自社着呼は接続料での回収が前提となっているため、ビル&キープ方式を採用すると当該コストの回収ができなくなる。【第67回会合・ソフトバンク】
- 着信者課金も考え得るかと思うが、ユーザ料金の設定については、どのようなものが最適か利用者利便を考えながら今後も検討してまいりたい。【第67回会合・NTTドコモ】
- ユーザ料金については、様々な状況を踏まえて設定していく。中でももし着信者課金が魅力的であるのであれば、判断するという事かと思うが、現時点ではまだ考えていない。【第67回会合・KDDI】
- 着信者課金については、現時点で当社では考えていない。柔軟な料金体系については検討していきたいが、例えば、移動通信分野における定額制メニューを現時点では用意できていないところ、こういったことも今後検討が進んでいくのではないかと。【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- (他社発自社着呼のコストについて、) **着信側のユーザから料金を回収することについて、国民利用者からの理解を得ることが必要だが、難易度が高い**。【第68回会合(追加質問回答)・ソフトバンク】
- **一般呼において、着信通話料の考え方は利用者に受け入れられないのではないかと**。【第69回会合・ZIP Telecom】

(卸料金との関係に関する意見)

- 今後も利用者料金の低廉化が進展することは望ましいと考える一方、**ビル&キープ方式の導入により、仮にMNOの音声料金のみが低廉化を実現といった状況となった場合、MNOとMVNO間の競争力に大きな差が生じ、イコールフットィングの確保が困難となるおそれ**があると想定。この点、MNOとMVNO間の公正な競争環境が担保されるよう、**音声卸料金の更なる低廉化や音声定額プランの卸提供等、MVNOがMNOと同等の競争力を有するサービスの実現に繋がる取り組みも併せて講じられることが極めて重要**。【第69回会合・MVNO委員会】

3.(E) 導入の進め方等

(原則化する場合の影響緩和・救済措置等に関する意見)

- ビル&キープ方式の採用による経営影響等を緩和する観点から、一定の規模以上の事業者間から段階的にビル&キープ方式を導入するという対応も取り得る。【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- 指定設備設置事業者以外の事業者で、ビル&キープ方式の全事業者一律導入により事業継続性等に問題の出る可能性がある場合については激変緩和措置を用意し手当をする事が妥当。【第69回会合・フリービット】
- 現状の小規模事業者が設定している接続料は、必ずしも原価を反映したものとはなっておらず、仮に救済措置を行うことになれば、対象事業者の原価把握の方法を一から検討する必要がある。音声市場が継続的な縮小傾向にある中で小規模事業者の原価把握方法をルール化することは、過剰な規制コストになりかねず、小規模事業者にとっても大きな負担になるものとする。【第69回会合（追加質問回答）・KDDI】
- 例えば、需要の拡大期にある小規模な新規参入の事業者において、当該事業者の設備コストが一時的に増加し、収入を上回る期間がある場合等は、激変緩和措置として一定期間ビル&キープ方式の対象外とする等の配慮が必要ではないか。【第69回会合（追加質問回答）・NTTドコモ】
- 現在は、様々なIP系設備（ルータ・サーバ等）が提供されており、契約者が少ない事業者は、その事業規模に対応した容量やスペックのIP系設備を選択して設備を構築するため、規模の経済性を考慮する必要があるとは必ずしも言いきれない。加えて、ビル&キープ方式の導入により、音声接続料に係る精算業務や事業者間協議等のコスト削減が可能となることを踏まえれば、契約者が少ない事業者が必ず不利になるということはなく、小規模事業者に対する一律の救済措置までは不要。【第69回会合（追加質問回答）・NTTドコモ】

(ビル&キープ方式の導入時期に関する意見)

- IP網移行後においては、接続料の低廉化が進んでいくと思われる。接続料の推移次第ではあるが、ビル&キープ方式が接続料の取り決めや料金精算等に要するコストより効率的と判断されるタイミングはいずれ来ると思われ、自然にどこかのタイミングでビル&キープの考え方は浸透してくる。ビル&キープの考え自体を否定するものではないが、例えばIP網への移行が完了する2025年以降など、比較的早い段階でビル&キープを浸透させる理由もない。【第69回会合・ZIP Telecom】
- 固定については、PSTNマイグレーションを待たずに、2社間で合意可能な全ての事業者からビル&キープ方式を採用し順次移行していき、2025年からは全事業者への一律導入とするべき。モバイルについては、PSTNマイグレーションを待つことなく、すぐに全事業者への一律導入を開始すべき。【第69回会合・フリービット】


(合意によらないビル&キープ方式に関する意見)

- トラヒック・ポンピングの事例を含め、過剰な利潤の上乗せ等による接続料の高止まりが続き、事業者間の協議が整わない場合は、事業者間の公平性や利用者利便確保の観点から、当該事業者の合意の有無に関わらずビル&キープ方式の適用を求めることができる仕組みを設けるべき。【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- 事業者間の個別協議に採用方式を委ねると交渉優位な事業者に有利な精算方式が採用される。【第69回会合・JUSA】
- 一般呼（0AB-J、0A0回線相互間の通話）に係る事業者同士の着信接続料はビル&キープ方式を原則とすることをガイドライン・裁定方針等に明記し、ルール化することを提案。ただし、双方が算定根拠に係る情報を開示し、相手方の接続料水準について両者が合意した場合、合意した水準で精算することは可能とすべき。【第69回会合・NTTコミュニケーションズ】

4. 議論の進め方等

(導入に係る議論の進め方に関する意見)

- 自分の企業のメリット・デメリットではなく、競争政策としてどうであるかということで意見があるべき。【第64回会合・佐藤構成員】
- ビル&キープの問題というよりは、今の音声接続料にどんな問題があるのかということ、一回考えておいた方が良い。接続料水準が問題なのか、各社の接続料の違いに問題があるのか。【第66回会合・佐藤構成員】
- 諸外国において、どのように音声接続料を設定しているか、どういう水準で決まっているか確認いただきたい。【第66回会合・佐藤構成員】
- ビル&キープ方式導入の是非や導入されるタイミングについては広く意見を求め、公平な市場競争が整うようにご配慮いただきたい。【第69回会合・ZIP Telecom】
- ビル&キープ方式の採用国での現状・課題からなぜ少数の国のみで採用されているのか冷静な分析が必要。【第69回会合・IPS Pro】
- ビル&キープ方式の採用は均衡を保ってきた市場や事業者の関係性、経営自体に大きな変化を与える可能性が大きいため、メリットやデメリットを洗い出したうえで慎重に判断すべき。【第69回会合・IPS Pro】
- 接続事業者間のみならず、卸先事業者に対して大きな影響があるため、この議論には卸先事業者の参加も必要。【第69回会合・JUSA】
- ビル&キープ方式が、音声通信サービス利用者及び同サービスの提供事業者の全体利益に叶うかどうかを、現時点で判断することは時期尚早。
 - ・ IP網への移行後の、音声通話の総量がどのように推移するかを現時点で予測することが困難
 - ・ 総量のみならず、各事業者において通話量がどのように推移するかを現時点で予測することが困難
 - ・ 事業者ごとに発着のバランスは異なり、網維持コストも異なるため、公平なコスト負担となるかが不明
 - ・ 大規模事業者の意見のみで推進されると、市場の寡占化が進む懸念が存在。【第69回会合・アルテリア】
- 米国のビル&キープ制度が議論された背景を正確に把握するには至っていないが、米国におけるビル&キープ方式が検討された当時の正確な導入背景や、日米における網使用料算定方法やユーザ料金設定範囲（着信通話料等）の差異、現在日本国内で生じている課題等の比較検討を踏まえ、国内に適したビル&キープ方式の導入検討の参考とすることが望ましい。【第69回会合（追加質問回答）・KDDI】

- 
- ビル&キープ方式を原則化する場合、電話市場における競争、事業、料金等の前提となっている、現行の事業者間精算方式を変更するものであることに鑑みれば、利用者料金等に及ぼす効果等も含め、様々な観点についてそれぞれ明確化を図りつつ丁寧な議論を進めていくことが適当なのではないか。
 - また、仮に原則化を行う場合の制度的な裏付け・我が国の接続ルールの中での位置付けについても併せて整理を要するのではないか。

■ IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について - 新競争促進プログラム2010 - (平成16年9月IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会)

第3章 今後の接続政策の在り方 6. 接続料算定の在り方

(1) PSTNの接続料の在り方 2) 10年度以降の接続料の算定方法の考え方

10年度以降のPSTN接続料については、PSTNからIP網への利用者の移行が本格的に進展すると見込まれるため、PSTNのトラフィックが大幅に減少し、現行算定方式では接続料が大幅に上昇する可能性がある。このため、改めて接続料の算定方法について検討が必要である。(…)

ビル&キープ方式

第三に、ビル&キープ (bill & keep) 方式へ移行することも考えられる。しかし、ビル&キープ方式の場合、自網のコストを自社の利用者から利用者料金の形態で徴収することを意味する。同方式は接続事業者間の市場における相互のトラフィックがほぼ同じである場合には有効であるが、NTT東西と競争事業者との間のトラフィックが事業者により大きく異なる状況では必ずしも適当ではない。

このため、現状においてビル&キープ方式を採用することは困難であり、将来的な検討課題として位置づけることが適当であると考えられる。

(3) その他の検討すべき課題 1) NTT東西の次世代ネットワークに係る接続料の在り方

(…) なお、NTT東西の次世代ネットワークの接続料として、選択的にビル&キープ方式を採用することは適当でない。何故なら、既述のとおり、NTT東西がボトルネック設備を保有し市場支配力を濫用する可能性がある現状において当該方式を導入することは、公正競争を阻害する可能性があるからである。

■ 次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について 報告書 (平成20年12月 次世代ネットワークの接続料の算定等に関する研究会)

第4章 接続料の設定単位と接続料算定に係る課題 5. 接続料算定に係る課題③-中継局接続機能のビル&キープ方式

NTT東西からの報告では、中継局接続機能の接続料について、1) お互いエンドユーザを有する独立したIP網同士の接続であること、2) 接続箇所やトラフィック特性等により、ネットワークに与える影響等が異なるため、接続事業者からの具体的な要望を踏まえた検討が必要となるが、NGNのサービス開始後半年経った現時点でも、接続事業者から具体的な要望がないことから、少なくとも他事業者との接続が開始され、実際のトラフィックや利用形態等が明らかになるまでの間は、ビル&キープ方式が適当との考え方が示された。

ビル&キープ方式については、その概念が必ずしも明確ではないことから、その適否の検討に先立ち、従来の接続料の設定方式とビル&キープ方式の相違に関し、ユーザ料金・接続料について誰がどの部分を設定するか、他事業者が、自網内の通信に係るコストをどのように回収するかという観点から整理することとする。

(1) 従来の接続料の設定方式とビル&キープ方式の相違

従来の接続料(ユーザ料金を含む。)の設定方式としては、ぶつ切り料金方式とエンドエンド料金方式が存在する。以下、ビル&キープ方式を含め、NTT東西のNGNと他事業者のIP網が中継局接続しており、NGNには利用者A、他社網には利用者Bが収容されていることを前提に、「①A→Bの通信」、「②B→Aの通信」の二つの通信が行われることを想定して整理を行う。

1) ぶつ切り料金方式 (略)

2) エンドエンド料金方式 (略)

3) ビル&キープ方式

ビル&キープ方式は、ユーザ料金については、エンドエンド料金方式と同様の設定方法である。すなわち、自網に加えて相手方ネットワーク部分を含めて、通信の発側事業者が基本的に設定する方式であり、①の通信は、発側のNTT東西が、他社IP網部分を含めてユーザ料金を設定し、②の通信は、発側の他社が、NGN部分を含めてユーザ料金を設定することとなる。他方、接続料については、エンドエンド料金方式とは異なり、互いに支払わないこととする方式である。接続料を支払わないことについては、接続料を0円支払うと整理する考え方や接続料をそもそも設定しないと整理する考え方など複数の考え方があり得るところである。

これを他社の自網に係るコスト回収という観点から見ると、①の通信のコストは、自らユーザ料金を設定できず、NTT東西からの接続料収入もないので、直接的には回収できないこととなる。②の通信のコストは、自ら設定したユーザ料金収入で回収することとなる。なお、②の通信については、NTT東西に対してNGNの接続料を支払うことが不要である。

このため、ビル&キープ方式では、①・②の通信に係る自網内コストを②の通信に係るユーザ料金収入のみで回収することとなる。この点は、エンドエンド料金方式であっても、①の通信に係るNTT東西からの接続料収入と②の通信に係るNTT東西への接続料の支払が同額であれば、結果としてビル&キープ方式と同様に、自網内コストは、②の通信に係るユーザ料金収入のみで回収が必要となる。

なお、インターネットの世界では、大規模なISP事業者同士は、一般的にピアリングを行っているが、これは、互いに接続料は請求しあわずに、自網内コストを自網に係る自社ユーザ(下位のISP事業者を含む。)から回収するものであることから、ビル&キープ方式ではなく、ぶつ切り料金方式に該当するものであると考えられる。

(続き) 次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について 報告書 (平成20年12月 次世代ネットワークの接続料の算定等に関する研究会)

(2) ビル&キープ方式の導入の適否

上記で、従来の接続料の設定方式とビル&キープ方式の間の差異について整理を行ったが、当該整理及び接続事業者からの意見等を踏まえると、ビル&キープ方式には、以下のような検討すべき課題があると考えられる。

1) 適用基準の適正・透明な設定・運用

①ビル&キープ方式については、互いの網に流入する通信量が均衡している場合に適用し、通信量の均衡が崩れた場合はエンドエンド方式へ移行するという運用が考えられるところである。

②仮に通信量の均衡・不均衡でビル&キープ方式の適用を判断する場合は、誰がどのような基準で均衡・不均衡を判断するのかが極めて重要となるが、そもそも現時点では、事業者ごとに流入する通信量を把握する仕組みを有していないし、また接続実績が十分でない段階では、通信量の均衡・不均衡に係るデータが十分把握できないことから、このような状況の中で、その基準が適正・透明に設定・運用されないと、事業者間の公平性が害されることとなる。

③この点、接続事業者からは、ビル&キープ方式に関する考え方の整理されていない段階での導入は、交渉上優位に立つ事業者の恣意的な運用を懸念する意見が示されており、また通信量の均衡・不均衡を適用の判断基準とすること自体も、新規参入事業者にとってはメリットを受けられないなど問題視する意見も示されている。

2) 接続事業者の経営面に与える影響

①ビル&キープ方式では、自網発通信のユーザ料金収入で、自網発だけでなく、自網着の通信も含めてコスト回収できるようにすることが必要となるが、これには、ユーザ料金水準など接続事業者側でコスト回収の考え方を見直す必要が生じる可能性がある。

②この点、接続事業者からも、コスト回収範囲やユーザ料金設定範囲の変更等、制度・料金面での抜本的な見直しが必要となるので、事業者間での十分な検討が必要との意見が示されている。

3) 現行の接続制度との関係

①ビル&キープ方式の適用を通信量の均衡・不均衡で判断する場合、均衡している事業者Aとはビル&キープ方式、均衡していない事業者Bとはエンドエンド料金方式で接続料を算定することになるが、一のアンバンドル機能の接続料の算定方法について事業者ごとに差異を設けることの可否・適否も整理が必要となる。

②ビル&キープ方式は、ユーザ料金はエンドエンド料金を設定しつつ、接続料は支払わないという形態であるが、これは、「接続料を設定しない」又は「接続料を互いに0円支払う」のいずれかに整理することが考えられる。いずれの場合も、通信量が均衡する事業者同士は、接続料はほぼ同等であり、コストに適正利潤を加えた料金を設定して取引しなくても問題ないとの前提に立った考え方である。しかし、この適否は、今後、中継局接続の利用実態が蓄積される中で、通信の流出入の実態に応じた接続料の取引状況等を踏まえる必要があることから、現時点で問題がないと整理することは時期尚早である。

なお、「接続料を互いに0円支払う」という形態については、接続料0円はコストに適正利潤を加えた料金と相入れない点、またドミナント事業者ではない接続事業者の接続料を0円に義務付けることはできない点に留意が必要である。

以上のように、ビル&キープ方式には、1) 適用基準の適正・透明な設定・運用、2) 接続事業者の経営面に与える影響、3) 現行の接続制度との関係、といった観点から検討・整理すべき課題が多数存在し、接続事業者からも十分に検討を行う前の導入には懸念が示されている状況にあることから、これらの課題が整理・解決される前に、中継局接続機能の接続料の算定方式として、ビル&キープ方式を導入することは適当ではないと考えられる。

ただし、このことは、接続料の算定方式としてのビル&キープ方式の有用性を必ずしも否定するものではないことから、今後、中継局接続機能の利用状況や当該機能で提供されるサービスの状況等を踏まえつつ、上記課題について関係事業者間等で検討・協議を行った上で、改めてその導入の適否について判断することが適当である。

■電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について (平成21年10月 情報通信審議会)

第5章 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

本章では、I P化等が進展する中で、主に双方向型通信に係る機能の接続料算定上生じている課題と、固定通信市場とモバイル市場の融合が進展する中で、指定電気通信設備制度の在り方について今後包括的に見直しを行う場合の視点・課題等について検討を行うこととする。

1. 接続料算定上の課題

(2) ビル&キープ方式

1) 現状

これまで接続料設定に関しては、エンドエンド料金方式とぶつ切り料金方式の二種類が存在していた。これは、利用者料金の設定方法と関連付けて付された呼称である。

すなわち、エンドエンド料金方式とは、利用者料金については、通信の発側事業者が着側事業者のネットワークを含めてエンドエンドで料金設定をする（着側事業者は利用者料金を設定できない）が、着側事業者のネットワーク利用料として、通信の発側事業者は、着側事業者に対して接続料を支払うというものである。

これに対し、ぶつ切り料金方式とは、利用者料金については、通信の発側事業者・着側事業者がそれぞれ自網に係る部分を設定する（相手方のネットワーク部分の利用者料金は設定しない）が、相手方ネットワークの利用料としての接続料は、互いに支払い合わないというものである。

今回問題となっているビル&キープ方式は、エンドエンド料金方式・ぶつ切り料金方式のいずれにも該当しない。ビル&キープ方式とは、利用者料金については、通信の発側事業者が、着側事業者のネットワークを含めてエンドエンドで料金設定をするが、接続料は互いに支払い合わないという形態である。したがって、利用者料金の設定面に着目すると、エンドエンド料金方式に相当し、接続料設定面に着目すると、ぶつ切り料金方式に相当する両者のハイブリッド型の接続料設定の方式と考えられる。

ビル&キープ方式については、2008年5月から、総務省で開催された「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」でも議論され、同年12月に公表された報告書の中では、適用基準の適正・透明な設定・運用、接続事業者の経営面に与える影響、現行の接続制度との関係が、導入に当たって整理・解決すべき課題とされたところである。

2) 主な意見

提案募集等の結果、ビル&キープ方式の適用基準については、通信量の均衡・不均衡を基準とすることについて、NTT東西からは、更に検討を深めるべきとの意見が示される一方、イー・モバイルからは、これを基準とすること自体が新規参入事業者等に不利となり不適切との意見が示され、ソフトバンク等からは、事業者ごとにネットワーク構成が異なるので、通信量のみに着目すべきでないとの意見が示された。

また、接続事業者の経営面に与える影響については、NTT東西からは、他社接続料水準に左右されずに利用者料金を決定可能となり、また自網のコスト削減メリットが当該事業者に帰属するため、事業者のコスト削減インセンティブを高めるとの意見が示された。これに対し、ソフトバンクからは、ビル&キープ方式への移行は、コスト回収範囲の変更を伴うものであり、利用者におけるコスト負担の公平性の観点から慎重な検討が必要との意見が示された。

更に、接続制度との関係については、イー・モバイル等からは、指定事業者の接続料は、コストに適正利潤を加えた均一料金の設定が義務付けられる中で、ビル&キープ方式が適用される事業者と適用されない事業者が混在すると、接続料の適正性・公平性の検証ができなくなり適切でないとの意見が示された。

3) 考え方

指定事業者の接続料の設定方式として、ビル&キープ方式を導入することの適否は、その導入趣旨や目的を整理した上で判断することが必要である。この点、事業者の意見等を踏まえると、以下の二つの考え方を想定することができる。

①互いの接続料支払額（ネットワークコスト）が同水準である場合に、接続料精算コストを削減する観点から導入する。

②通信量が均衡している場合に、接続料精算コストの削減に加えて、他網の接続料水準に左右されない利用者料金設定、事業者のコスト削減インセンティブ（コスト削減のメリットが削減事業者に帰属）の向上等を図る観点から導入する。

まず①の考え方を採用する場合は、ビル&キープ方式の適用基準として、通信量の均衡・不均衡ではなく、接続料支払額（ネットワークコスト）水準の均衡・不均衡を採用することになる。これは、通信量の均衡・不均衡や接続料水準の均衡・不均衡のいずれか一方のみを見るのではなく、通信量と接続料を乗じて得られる接続料支払額が均衡する場合に、ビル&キープ方式を適用する考え方である。

この考え方自体は、接続事業者の経営面に与える影響や接続制度との関係では、問題となる事態は想定され難い。しかし、各事業者のネットワークの規模、導入時期や更改状況等が異なる中で、接続事業者同士のネットワークコストが同水準となること自体が想定され難く、仮にネットワークコストが同水準な者が存在しても、その後のネットワークコストの変動により、コストの均衡が保たれなくなる可能性もある。

(続き) 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について (平成21年10月 情報通信審議会)

現在、指定事業者が接続料を設定する双方向型機能は、音声通話機能のみであることから、精算コストを削減する観点から現行の接続料精算方法を変更することの必要性は乏しいと考えられる。しかし、今後、双方向型のデータ通信機能に関する接続料設定が行われ、動画等の相互配信が行われるようになる場合は、相互に接続料を精算することに伴う課題が実際に生じ、改めて接続料算定の在り方を検討することが必要となることもあり得るので、今後の双方向型機能の設定・利用動向を注視しながら、引き続きビル&キープ方式の導入の在り方について検討を深めることが適当である。

次に②の考え方を採用する場合は、ビル&キープ方式の適用基準として通信量の均衡・不均衡を採用することになるが、通信量の均衡とネットワークコストの均衡が等値でないことを考えると、接続制度との関係を整理することが必要となる。すなわち、通信量が均衡する場合は、指定事業者のネットワークを利用する際に接続料を支払わなくて良いことになるが、このこと、指定事業者には、コストに適正利潤を加えた水準での接続料設定以外は認められないこととの関係を整理することが必要となる。

この点、通信量が均衡をしている場合は、その伝送に要するネットワークコストは同額であるべきとの考え方を新たに導入することも考えられる。具体的には、同じ通信量を伝送する場合に要するネットワークコストは、指定事業者のネットワークコストと同額であるべきとの考え方に立つものである。これによると、接続制度との関係では、通信量が均衡する指定事業者と接続事業者は、指定事業者が義務付けられているコストに適正利潤を加えた接続料を互いに支払い合っていると考えることになる。

しかし、実際は、事業者間のネットワークコストには差異があることから、この考え方に基づく、接続料を精算するよりも多くのコストを負担する事業者が必ず生じることになる。この点、接続料を支払い合わないことは、大規模事業者であり規模の経済の効用を受けられる指定事業者のコスト減になると考えられる一方、指定事業者が非効率的なネットワークを構築している場合、効率的なネットワークを構築している接続事業者のコスト減になることも考えられるため、指定事業者と接続事業者のいずれが多くのコストを負担することになるかは、一概に判断することはできない。

また、この考え方を採用する場合、利害関係者となる接続事業者の理解を得られることも必要となるが、複数の事業者から、ビル&キープ方式の適用基準に通信量の均衡を採用することは不適当との意見が示され、その理由として、事業者ごとにネットワークコストが異なることを考慮できないことが挙げられていることにかんがみると、ヒストリカルコストとは無関係に、指定事業者と接続事業者のネットワークコストが同額であると擬制する考え方に理解を得ることは困難と考えられる。

更に、通信量の均衡・不均衡自体を適用基準とすること自体が、新規事業者や中小規模の事業者にとって不利であるから適切でないとの意見が示され、加えて一の機能に関し、ビル&キープ方式が適用される者と適用されない者が混在することは、接続料算定の適正性・公平性を損なうとの意見も示されていることを考えると、通信量の均衡を適用基準とすることに接続事業者の理解を得られる状況になく、これにより得られるメリットを勘案しても、現時点で通信量の均衡・不均衡を適用基準とする形でのビル&キープ方式の導入が必要とは考えられない。

なお、上述したように、現時点では、NTT東西のNGNを含めて、接続事業者が利用している双方向型機能は音声通話機能だけであるが、今後、双方向型のデータ通信機能を利用する接続形態が出現・増加する状況になれば、相互に接続料を精算することに伴う課題が実際に生じ、改めて接続料算定の在り方を検討することが必要となることもあり得るので、今後の双方向型機能の設定・利用動向を注視しながら、引き続きビル&キープ方式の導入の在り方について検討を深めることが適当である。

■ 2020年代に向けた情報通信政策の在り方 - 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて - 答申 (平成26年12月情報通信審議会)

4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準のICT環境の実現 4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進 4. 2. 2. 政策の具体的方向性 (3) 低廉で多様な利用者料金の実現

(…) こうした取組に加え、利用者ニーズに適した多様な料金を実現するためには、接続料や利用者料金に係る制度の在り方についても、市場の実態を踏まえつつ見直すことが適当である。

具体的には、接続料制度については、より柔軟な利用者料金の設定を可能にする観点から、トラフィックが双方向に流れる音声通信に関する接続料について、相互にネットワーク費用を接続料として回収する仕組みから、原則として自己の利用者から回収する仕組み(着信接続料の原則廃止)とすることが考えられる(※)。ただし、着信接続料の廃止は、事業者にとってネットワーク費用の回収方法の大きな変更となる。このため、総務省においては、この新たな仕組みの導入について、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、更に詳細な検討を進めることが適当である。

(※) 着信料金を原則廃止とすると、基本的にいかなる事業者のネットワークに着信しても費用が変わらなくなるため、特に低廉な料金を設定するインセンティブが大きいと考えられる新規参入者にとって費用の予見性が大幅に高まる。このため、例えば、地方に住む親の固定電話から東京に住む家族の携帯電話へ固定電話並の料金で通話できるようになるといった競争的な料金設定が可能となる。

■ I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 ～ I P 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～ 最終答申

(令和3年9月情報通信審議会)

第1章 I P 網への移行後に向けた音声接続料の在り方

2. 検討事項 2. 2. 2. 着信事業者が設定する接続料に関する課題

一部答申においては、I P 網への移行後の音声通信網において、どのような接続料規制を採用すべきかという点について、「中間取りまとめ」との位置付けで取りまとめを行い、その中で、現状課題として「ユーザ料金の低廉化」及び「事業者間の公平性の確保」という2つの課題を提示し、これら課題への対応のために着信接続料規制について検討を進めることとしていた。制度設計については一部答申後の検討に委ねられていたところ、今般、具体的な制度設計を進めるに当たり、一部答申の取りまとめに際して実施した意見募集において、規制導入に際して現状分析や導入時の影響の検討をしっかりと行うべきとの意見が少なからず寄せられたことも受けて、改めて具体的なデータや事実関係の確認を行った上で、検討を行った。

4. 考え方 4. 2. 2. 着信事業者が設定する接続料に関する課題

(4) ビル&キープ方式についての考察

「着信ボトルネック」に起因する問題に関する議論の中で、一部の事業者から、いわゆるビル&キープ方式の導入について提案があった。同方式は事業者間で接続料精算を一切行わないものであり、提案事業者からは、利用者のコミュニケーション手段としての音声通話サービスの位置付けが、通話アプリやメッセージアプリによって大きく変化するなど、音声通話市場を取り巻く環境変化が生じている中、規制・算定・精算コストの抑制、自網効率化インセンティブの増大、定額制料金を含む柔軟なユーザ料金設定を行いやすくなる等の効果が期待される旨説明されている。

事業者間の接続協定は、事業者間の協議により定めることを基本としており、例えば、携帯電話事業者間においては、現行制度の下でも互いに接続料精算を行わないこと（特定の事業者間のみでビル&キープ方式をとること）が可能である。ビル&キープ方式を希望する事業者においては、他事業者に対して協議を申し入れ、その理解を得る努力を行うことが大前提となる。

現時点においては、提案事業者の一部は、このような精算方式について他事業者との協議を開始したと説明しているが、他事業者からは、当該協議が十分進んでいるとは言えない旨の説明があるとともに、将来的な導入可能性については否定しないものの、現時点では導入に否定的な意見が示された。このような状況から見ても、まずは事業者間により協議を進めていく努力がなされる必要がある。

前述のとおり、事業者間協議の努力がなされることが基本であるが、事業者間で相互にやりとりされる通信量や、各事業者のネットワーク構成・接続料単金には差異があることから、ビル&キープ方式の導入により事業者間の接続料精算を行わない場合、事業者間で不公平を生じることが想定される。事業者間協議は、こうした点も踏まえて行う必要があると考えられる。

その上で、例えば、仮に将来的に音声通信量が大きく減少し、ビル&キープ方式の導入による接続料の算定・精算コストの抑制幅が、同方式導入による収支への影響を上回るような状況となれば、事業者間協議の進展を期待し得ると考えられる。

また、事業者だけではなく、国民利用者への配慮も必要である。ビル&キープ方式では、着信事業者は通話着信に係る費用を自社の利用者から回収するため、電話利用者は新たに着信に係る費用も負担することとなり、例えば、電話利用者に対して着信通話料が課されること等も想定される。これは、通話の便益は発信者が受けており、発信者が通話に係るエンド・ツー・エンドの費用を負担するという、これまでの考え方を大きく転換するものである。

したがって、ビル&キープ方式を希望する事業者は、同方式の導入により、国民利用者にとって少なからぬ影響を生じる料金設定等を行う場合には、国民利用者にどのような便益と影響が生じるのかについて、電話利用者における着信に係る費用負担の方法を含む具体的な料金体系を提示するなどして、広く国民利用者の理解を得られるように努める必要がある。

こうした課題が解消し、将来的に、関係事業者間で広く協議が調い、国民利用者の理解を得られる環境が整えば、ビル&キープ方式の導入に当たって必要な制度的対応について検討する余地はあると考えられる。

(指定設備設置事業者においてもビル&キープ方式を選択可能とすべき・選択可能とすることは問題ないとの意見)

- 全事業者でビル&キープ方式を採用する議論に時間を要するのであれば、少なくとも**指定設備設置事業者を含む2社間において合意が図られれば、ビル&キープ方式を用いることは認められるべき。**【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- **双方の合意がある場合は全ての事業者がビル&キープ方式を選択できるようにすべき。**【第67回会合・NTTドコモ】
- 2社間で**双方合意している場合に指定設備設置事業者もビル&キープ方式が選択可能になることは問題ない。**【第67回会合・ソフトバンク】
- **事業者間精算方法の幅が広がる**ことから、ビル&キープ方式を選択できるようになることは望ましい。ビル&キープ方式の選択が両事業者の**合意に基づいて行われるのであれば、公正競争上の懸念はない。**【第69回会合・楽天モバイル】

(指定設備設置事業者等の交渉上の優位性・事業者間協議における適正性に関する意見)

- アカデミックな立場からは、ネットワークのオペレーションは規模の経済性がかなり効く分野であり、**各事業者が原価プラス適正利潤で接続料を設定するとしたら、大きい事業者ほど安く、小さい事業者ほど高くなるのが自然。**精算の手続きにかかるコストはないほうが良いという観点でビル&キープを合意の上で選択することは、小さい事業者にとってもあり得ると思うが、**大手事業者からの無言の圧力によって強制的にビル&キープを選択するということがあるとするとまずいのではないかという観点を懸念。**【第66回会合・相田構成員】
- 指定設備設置事業者に対しては、**求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に応じることを義務づけることにより、公正競争上の問題は生じない。**【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- 指定設備設置事業者が合意に基づき個別にビル&キープ方式を選択している場合、当該事業者が**他事業者と合理的な理由なく同方式を選択しないということがなければ、公正競争上の懸念はない。**【第67回会合・NTTドコモ】
- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を採用できるようにする場合は、**協議上の立場の優位性を活用し、ビル&キープ方式の採択が強制されることのないよう配慮すべき。**【第67回会合・ソフトバンク】
- 事業者間協議において**事業規模の大小が影響し、ビル&キープが一方向的に強要されることが起きないように配慮**されることも必要。【第69回会合・ZIP Telecom】
- 事業者間協議において、協議上優位な立場にあると考えられる指定設備設置事業者の意向に沿う形でビル&キープ方式の選択が適用されるようなことがあってはならない。事業者双方が適切にコスト回収することを前提に、**指定設備設置事業者は、接続事業者との協議において、ビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できるように配慮する必要がある。**【第69回会合・楽天モバイル】
- ビル&キープ方式を採用可能とする場合、指定設備設置事業者は強い交渉力を有することから、**相手によって事業者間精算方式とビル&キープ方式を合理的な理由なく使い分けするのは不公正**であり、**一部の事業者とビル&キープ方式を採用した際には、その他の希望事業者に対しても同等に取り扱う等、留意が必要。**【第69回会合・オプテージ】
- 発着トラフィックを均衡させることができないことや網コストが異なる状況で、同一設備に対して受益者負担の考え方をもち**事業者間精算と、それとは異なる考え方のビル&キープ方式を恣意的に選択する懸念がある**ため、指定設備設置事業者側で**どのような場合にビル&キープを選択できるのかを、事前に明確化、整理が必要。**【第69回会合・エネルギー・コミュニケーションズ】

(指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが他事業者に影響を及ぼすとの意見)

- ビル&キープ方式の考え方自体を否定するものではないものの、指定設備設置事業者が接続料の選択肢としてビル&キープを取り入れることが可能となれば、当該精算方式を適用する事業者数の推移にもよるが、この精算方式が事業者間の標準的な精算方式となり得る可能性があり、設備維持や音声通話料等、各事業者の収支面に影響が出る可能性がある^{【第69回会合・ZIP Telecom】}
- 指定設備設置事業者間のみで本制度を採用した場合でも、規模の大きな事業者がかけ放題サービスを提供し、その利用者がつなぎ放題をし、小さな事業者の回線を消費することが容易に想像できる。また、小規模事業者は電話番号の属性や提供エリア、加入者数で大手事業者と戦えず、その結果大規模事業者のみが生き残るという寡占が進む。^{【第69回会合・IPS Pro】}
- ビル&キープ方式が、一部の事業者、特に指定設備設置事業者のような市場支配力のある事業者において一度導入されると、いずれデファクトスタンダード化され、導入を望まない事業者としても拒否できない仕組みとして認識されていくことが危惧される。このような状況においては、小規模かつ着信トラフィックの多い事業者が、ネットワークコスト負担増を強いられることとなり、利用者料金の高騰、または事業からの撤退を余儀なくされるなど、利用者及び市場全体にとって不利益な事態が生じる可能性がある。^{【第71回会合(追加質問回答)・アルテリア】}

- 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることに関して、接続する2者間の合意に基づき選択する限りにおいては、問題ないとする意見があった一方で、①指定設備設置事業者の有する交渉上の優位性等に鑑み、事業者間協議の適正性を確保する必要があるとの意見、②接続する2者間の合意に基づき選択できるようにすることが、指定設備設置事業者との間でビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題を生じさせるとの意見があった。
- ①については、指定電気通信設備制度の趣旨を踏まえて、ビル&キープ方式による音声接続を可能とした場合に必要な制度的措置として、どのようなものが考えられるのか、具体的に検討する必要があるのではないかと。

(検討を要する制度的な措置の例)

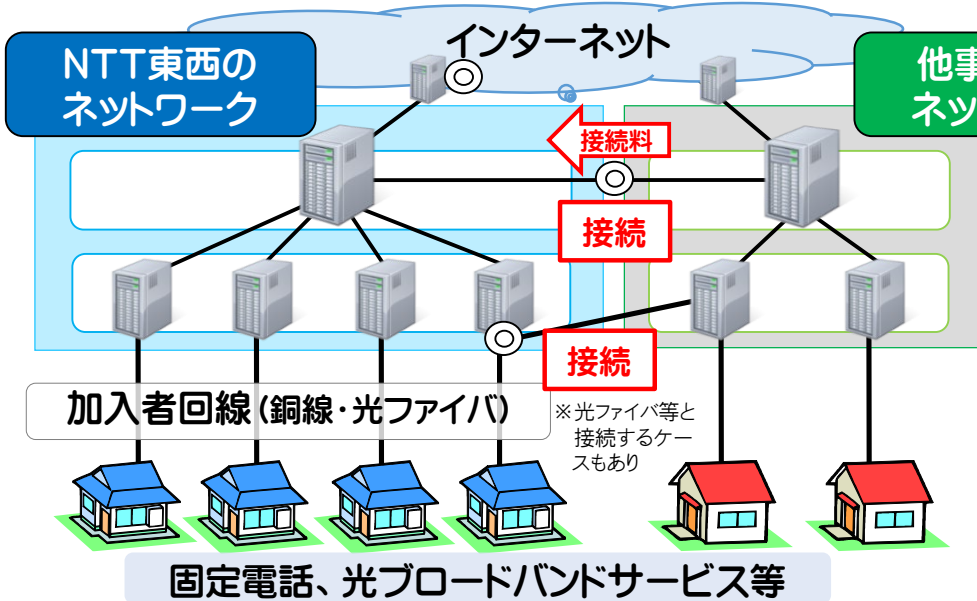
- ・ 当該指定設備設置事業者がビル&キープ方式に合意する条件を接続約款に定めることとすべきか。
- ・ 特定の事業者との間でのみ、交渉時点における接続料収支を条件としてビル&キープ方式の選択を(指定設備設置事業者が)拒むことについて、どのように考えるか。
- ・ ビル&キープ方式の対象とすることができる呼種・接続形態を制限すべきか。
- ・ 当該指定設備設置事業者の他事業者のビル&キープ方式に係る合意の状況について確認するための措置をとるべきか。
- ②については、指摘のあった問題を具体的に整理した上で、①に基づき講じた措置を踏まえてなお生じる課題であると言えるかどうか、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能となることが公正競争環境に与える効果等について、十分に検討する必要があるのではないかと。

(指摘のあった問題)

- ・ 事業者間の標準的な精算方式(デファクト・スタンダード)となり得る
- ・ 利用者料金の音声定額制が普及することで、小規模事業者の回線維持が困難となる

- **固定通信**では、**加入者回線系の設備**(光ファイバ等)を経由して通信することが**不可欠**。
- **移動通信**では、**高いシェア**を占める事業者が、他の事業者に対し**強い交渉力**を保持。
- このため、電気通信事業法では、**主要なネットワークを保有する特定の事業者**に対して、**接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律(指定電気通信設備制度)**等を課している。

固定系(第一種指定電気通信設備制度)



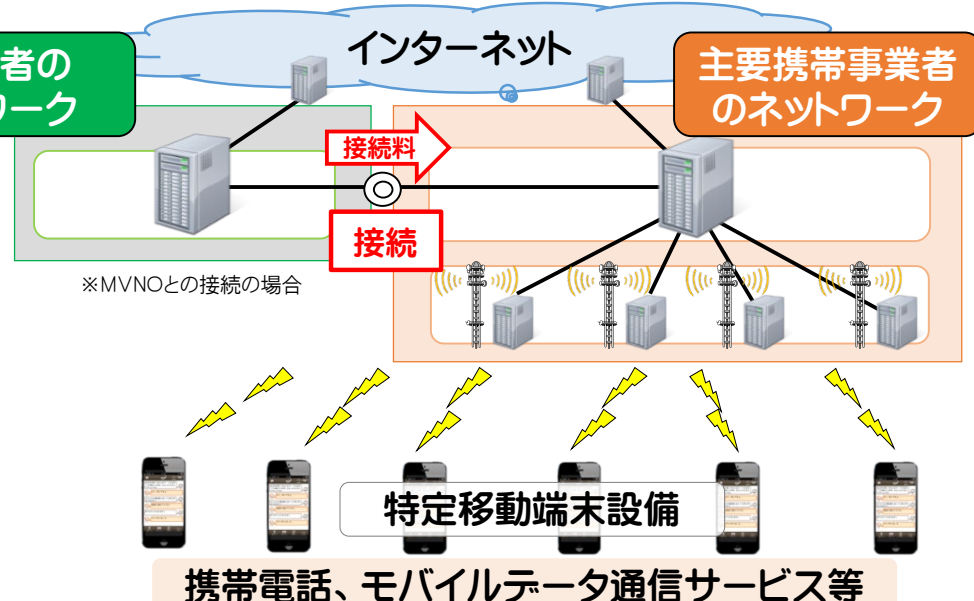
指定要件

業務区域ごとの**50%超**の加入者回線シェア
⇒ **NTT東日本、NTT西日本**

接続関連規制

接続約款(接続料・接続条件)の認可制
接続会計の整理義務
網機能提供計画の届出・公表義務

移動系(第二種指定電気通信設備制度)



指定要件

業務区域ごとの**10%超**の端末シェア
⇒ **NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、WCP、UQ**

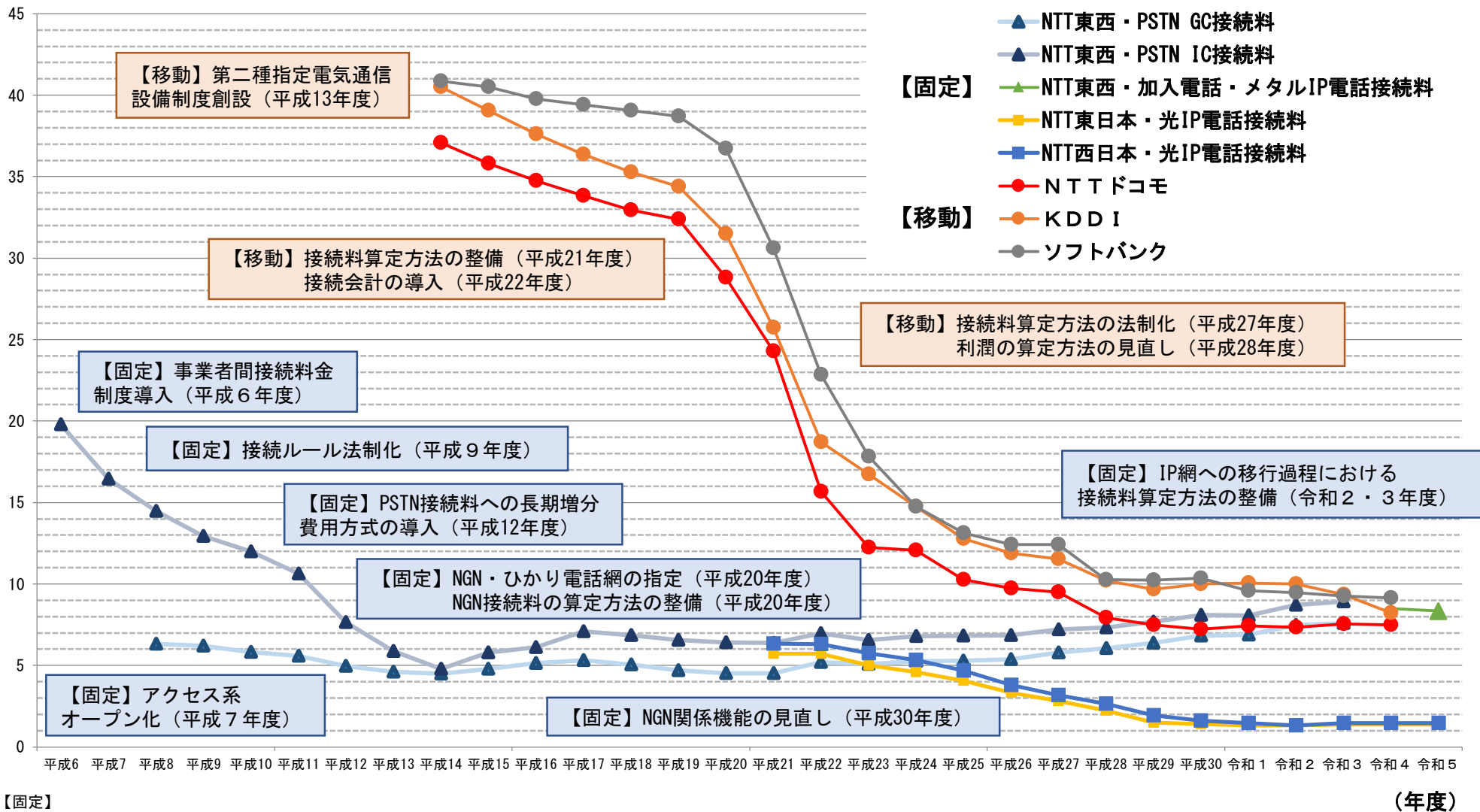
接続関連規制

接続約款(接続料・接続条件)※の届出制
接続会計の整理義務

※ アンバンドル機能、接続料の算定方法等を省令で規定

(参考)指定設備設置事業者の音声接続料の推移

(単位：円／3分)



【固定】

※1 光IP電話接続料について、令和2年度以前は、関門交換機接続ルーティング伝送機能（中継交換機能を含む。）の接続料（3分当たり）を記載。
 ※2 令和5年度の加入電話・メタルIP電話接続料については、長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定に係る接続約款変更認可申請（令和5年3月17日付け）の接続料。

【移動】

※3 各実績年度に基づく接続料は、概ね実績年度の翌年度末に届出がなされ、原則、各実績年度の翌年度期首以降の接続協定に関して遡及精算される。
 ※4 平成27年4月1日にワイモバイルがソフトバンクに吸収されたため、平成27年実績値にはワイモバイルの値も含まれている。
 ※5 音声接続料について、廃止されるまでの期間は区域内接続料を記載（NTTドコモは平成24年度、ソフトバンクは平成28年度、KDDIは平成30年度に精算するものから区域内外の区別を廃止。）。

6. トラヒック・ポンピングとの関係

(ビル&キープ方式の導入により、トラヒック・ポンピングを解決すべきとの意見)

- (トラヒック・ポンピングの問題において、) 仮に有効と認められる接続料の算定根拠となるデータの提供が行われない場合、ベンチマークとする適切な接続料も存在しないケースが想定される。トラヒック・ポンピングは現に発生しており、早急に解決すべき政策課題であるため、根本的な解決手段として、ビル&キープ方式を用いることを速やかに裁定方針として定めるべき。【第67回会合・NTTドコモ】
- トラヒック・ポンピングは喫緊課題であるところ、事業者間協議を通じた合意形成・MNOによる対策強化のみでは解消することは困難であり、また、通信事業者は「通信の秘密」を遵守する必要があり、接続事業者のトラヒック・ポンピングへの関与を証明することは困難。全事業者へのビル&キープ方式導入はトラヒック・ポンピングへの極めて有効な解決策。モバイル・固定間におけるビル&キープ方式の前倒し導入について検討すべきではないか。【第67回会合・KDDI】
- いたちごっこが続く対症療法ではなく、ビル&キープ方式を全事業者に導入する原因療法を行うことで根治させることが可能。MNO 3社とも、トラヒック・ポンピングの問題を認識し、何かしらの対応は必要と考えており、コンプライアンス上も社会的な要請も鑑みても早急に根本的な対策を進めるべき。【第69回会合・フリービット】

(ビル&キープ方式の導入ではない方法で、トラヒック・ポンピングを解決すべきとの意見)

- 一部の課題解消のために一律ビル&キープ方式を導入するのは短絡的であり、健全に事業を営む事業者の適正なコスト回収を阻害すべきではない。各課題ごとに抑止方法を検討すべき。トラヒック・ポンピングについては一部事業者において発生している疑義があるが、対象ユーザに対する定額から従量課金への変更や着信事業者への状況確認など、抑止に向けた個別対策を実施している。事業者による防御策や事業者間での協議等に寄与すべく、業界として総務省に次のような対策を検討いただきたい。
 - ・ 業務改善命令を含む総務省見解の明示・公表
 - ・ 申告に基づく疑義事業者へのトラヒック急増理由等の確認・報告要請【第67回会合・ソフトバンク】
- トラヒック・ポンピングは解決すべき課題ではあるが、関与等の疑いでビル&キープ方式を採用することは、一方の事業者の主張のみで採用を認めることと同義であり、不适当。【第67回会合・ソフトバンク】
- トラヒック・ポンピングの疑いのある事業者との間では、その関与性を証明することは困難であり、トラヒック・ポンピングの疑義をもってビル&キープ方式の導入に関する合意を得ることは難しい。【第68回会合（追加質問回答）・ソフトバンク】
- トラヒック・ポンピングが確かに証明された場合には、ビル&キープ方式ではなく問題点を指摘した業務改善命令を出すのが正しい処置。ビル&キープ方式でトラヒック・ポンピングを抑制するという対処が適切とは思えない。【第69回会合・IPS Pro】
- 音声接続料の設定有無に関わらず、利用者料金の定額制を導入する際にトラヒック・ポンピングが発生することは容易に推察でき、対処を実施することが可能であったのではないか。事業者の個別対策や事業者間の協議（争い）等によって対応がすすめられている認識であり、トラヒック・ポンピングがビル&キープ方式の導入に対する理由にはならない。【第69回会合・JUSA】
- トラヒック・ポンピングへの関与が疑われる事業者との間でビル&キープ方式を採用することは有効な手段の1つである一方で、まずは当該事業者間での適切な協議がなされることが基本。その上で不正な行為等についての改善がなされない場合は、行政側で状況を確認いただくとともに必要に応じ、行政指導等の措置を講じていただくことがトラヒック・ポンピング等の不正行為の抑止にとって重要。【第69回会合・オプテージ】

6. トラヒック・ポンピングとの関係

(ビル&キープ方式の検討は、競争政策の観点から行うべきとの意見)

- ビル&キープ方式については、競争政策全体の議論の中で具体的に検討を進めることを大事な視点として議論を進めたい。その意味では、トラヒック・ポンピングは副次的に出てくる問題。【第66回会合・佐藤構成員】
- ビル&キープ方式の採用の是非はあくまで接続料の在り方に関する論点の一つであり、トラヒック・ポンピングへの関与等が疑われる事業者への対処とは別に、競争政策に関する議論の中で扱われるべき。【第69回会合・楽天モバイル】

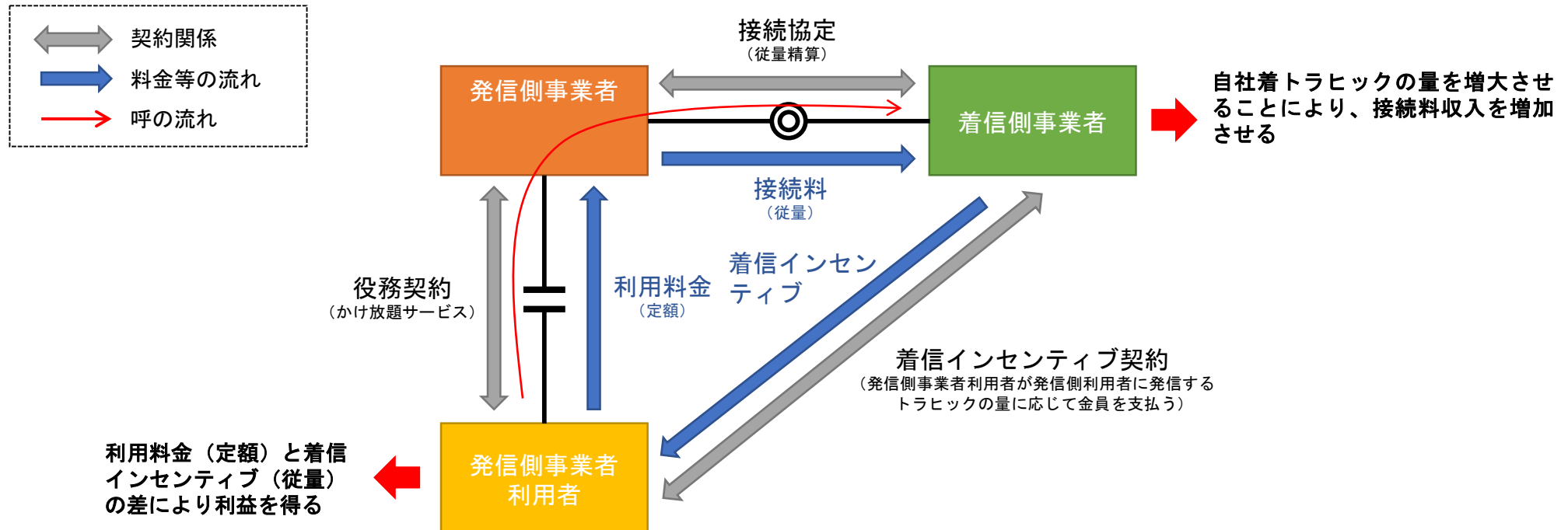
(トラヒック・ポンピングへの対応を速やかに進めるべきとの意見)

- 問題の所在する事業者が明確に確定できるということだが、確定できるのであれば、どのように対応すべきか。事業者間で早急に対応策を協議していただくか、総務省でどういう対応を支援できるか、ルール化できるか、ぜひ考えていただきたい。急いで具体的な対応をしていくべき。【第69回会合・佐藤構成員】

- 一部の事業者からビル&キープ方式の原則化の論拠の1つとして提示のあったトラヒック・ポンピングの問題については、速やかな解決を要する問題であるという点について概ね争いはないものの、①ビル&キープ方式の原則化が根本的な解決となるとする意見があった一方で、②業務改善命令その他の行政当局による関与により解決を図るべきとの意見があった。
- ビル&キープ方式の原則化については、前述のとおり競争政策上の観点から十分な議論を要するところ、原則化により速やかに解決することは(原則化によって解決すべきかどうかは措くとしても、)不適當かつ困難なのではないか。
- まずは総務省において、トラヒック・ポンピングの実態の検証を行った上で、電気通信事業法上の考え方等について整理を進めることが適當ではないか。

- 音声接続における接続料取引において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して「トラヒック・ポンピング」が生じているという主張がある。(本研究会第67回会合・NTTドコモ等)
- トラヒック・ポンピングとは、典型的には次のような状況を指すと理解できる。
 - ・ 音声における接続協定で、発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の事業者間精算方式が採用されている場合に、
 - ・ 接続協定の一方向の事業者(以下「着信側事業者」)が、協定の相手方事業者(以下「発信側事業者」)の利用者(通常、発信側事業者の「かけ放題サービス」を利用)との間で「着信インセンティブ契約」(当該利用者が(発信側事業者を経由して)着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員を支払う旨の契約)を締結することにより、
 - ・ 当該トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させること。
 - ・ なお、当該接続料収入がネットワークコストと乖離することから、その一部を着信インセンティブ契約において着信側事業者が支払う金員の原資とすることができる。

<典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの>



7. 他の接続制度・接続料規制との関係

(指定設備制度との関係に関する意見)

- 2社間合意によるビル&キープ方式の導入が進み、指定設備規制に基づく接続料の精算規模の縮小が進んだ際には、事業者全体の規制対応・運用コストを最小化する観点から、既存の規制の見直し・簡素化を含め、改めて検討することが望ましい。【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- 全ての事業者がビル&キープ方式を用いることを目指すのであれば、現行の非対称規制は撤廃し、事業者によらず一律のルール導入に向けた検討を進めていくことが必要。【第67回会合・NTT東日本・西日本】
- ビル&キープ方式導入後も、片務的な呼種、ユニバーサルサービス制度における補填額算定、接続料と利用者料金との関係の検証のように、既存の接続料制度は必要。事業者間協議・精算実務の簡素化が求められるものの、指定設備制度の意義に変わりはない。【第67回会合・KDDI】


(その他の接続料規制に関する意見)

- 着信接続料規制やpure LRICの採用等の制度は検討に膨大な時間を要し、縮退しつつある音声サービスにおいては過剰な規制コストとなる。2025年度に向けて新たな制度を検討するのであればビル&キープ方式が望ましく、算定方法見直しや別の制度検討を行う必要はない。【第67回会合・KDDI】
- 接続料算定に関する規制がない非指定事業者に規制をかけるだけの論拠があるか議論しなくてはならない。【第67回会合・佐藤構成員】
- 二種指定設備設置事業者の算定方法簡素化のほか、精算が残る片務的な事業者間接続においても、例えば非指定事業者の接続料にベンチマーク方式を採用する等、接続料算定の在り方についても検討する必要。【第68回会合（追加質問回答）・KDDI】
- 全社共通で接続料の透明化（接続料規制）を図るのであれば、小規模事業者に過度な負担がかからないように調整することが前提。【第69回会合・ZIP Telecom】
- 着信接続料規制については、個社間の接続料協議において、大きな問題は発生しておらず、今後大きな市場成長も望めない音声通信分野においてかける規制対応コストに対する効果は薄い。仮に着信接続料規制を導入する場合は、公平性の観点からは、固定・モバイル双方に係る制度検討とすべき。特に小規模事業者にとって過度な負担となるおそれがあり、一定の配慮が必要。【第69回会合・オプテージ】
- 接続料の適正性の観点からpure LRICの採用もビル&キープ方式の採用と並行して検討してもよいのではないかと。【第69回会合・オプテージ】

- ビル&キープ方式と（音声における）指定設備制度の関係については、簡素化・非対称規制の撤廃等に関する意見があった。引き続き、指定設備設置事業者・競争事業者の双方の意見を聞いて（まずはその必要性の観点から）整理を進めていく必要があるのではないかと。
 - その他の接続料規制（特に、pure LRICをはじめとする着信接続料に対する対称規制）については、ビル&キープ方式と並行して検討してもよいという意見に対し、過剰な規制コスト、小規模事業者における負担等に関する指摘があった。
- (2. 再掲) 現行の接続ルールでは、指定電気通信設備以外の接続料については原則として事業者間協議に委ねられているところ、指摘のあった問題について、真に事業者間協議では解決し得ないと評価できるかどうかについて、まずは検討すべきではないかと。
- 真に事業者間協議で解決し得ない課題がある場合においても、着信接続料に係る規制については、pure LRICを積極的に採用すべきとの意見がなかったことも踏まえ、規制コスト・事業者負担等の観点を踏まえて検討を進める必要があるのではないかと。

(第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差)

- 縮小傾向にあるが、事業者間の音声接続料の水準差が現に生じている。需要の算定方法の差分が接続料水準差に影響を与えている可能性があり、事業者間で合致しているか検証が必要。【第67回会合・NTTドコモ】
- 契約数の多寡等によりネットワークの効率性・トラヒックに差異が生じることは自然であり課題とは言えない。【第67回会合・KDDI】
- 第二種指定電気通信設備接続料規則及びMVNOガイドラインに則り算定しており、第二種指定設備設置事業者間に違いはない。ユーザ規模(トラヒック規模)やネットワークコストの違いが反映されていると認識。【第67回会合・ソフトバンク】
- 携帯事業はサービスの特性上、全国できめ細かなエリア展開が必須であり、シェアや規模に関わらず大規模な固定費が発生するため、規模の経済が働きやすい構造。また、携帯事業は基地局設備がコストの大部分を占めるところ、事業者間で保有周波数・割当時期といった外的要因でコスト差分が生じうる。【第67回会合・ソフトバンク】
- 第二種指定設備設置事業者間での音声接続料の水準差があること自体は事業規模やネットワーク設備形態によるものであるが、その適正性・透明性の検証は引き続き重要。【第69回会合・オプテージ】
- 総務省において検証される過程で合理的な説明がなされた結果と理解しているため、水準差があることも含めて受け入れている。【第69回会合・エネルギー・コミュニケーションズ】

- 
- 第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差については、ネットワークの実際費用・需要に差がある以上当然であり、指定設備制度の下で算定されている以上問題ないとする意見が多くあったが、需要の算定方法の差分があるのではないかとする意見もあった。
 - 引き続き、本研究会等における接続料算定の適正性の検証等を通じて、検討を進めていくことが適当ではないか。

1. 検討の経緯

- 本研究会第64回会合において、本研究会オブザーバである複数の事業者より、
 - ① P S T Nマイグレーション（令和7年1月完了予定）により、事業者間の関係が双務的に変化する
 - ② 現行の音声接続料の仕組みに起因する問題（非指定設備の接続料への過度の利潤の上乗せ、トラフィックポンピング等）の発生等を背景に、**着信事業者が設定する音声接続料に関する制度的な検討が必要ではないか**との論点提起があった。
- 着信事業者の設定する音声接続料に関しては、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申 ～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」(令和3年9月1日情報通信審議会。以下「最終答申」という。)において、NTT東日本・西日本の公衆交換電話網（P S T N）のIP網への移行後における在り方について、「**ユーザ料金の低廉化**」及び「**事業者間の公平性の確保**」等に係る課題認識のもと、次のとおり整理されたところ。

- ・ 「**ユーザ料金の低廉化**」については、**着信接続料が携帯電話の通話料金に与える影響は限定的**であり、ネットワーク費用以外の要素（営業費、管理費や利益等）が携帯電話の通話料金の大きな割合を占めており、競争が十分に機能していないことに起因する可能性が高い。
→ IP網移行を契機とした**接続ルールの在り方の議論とは別に、競争政策全体の議論の中で具体的に検討を進めていくことが適当**。
- ・ 「**事業者間の公平性の確保**」については、一部の固定電話事業者に関して問題が提起されている一方、他の**多くの事業者においては、事業者間協議を基本とする現行ルールの下で、問題が生じていない**。
→ 現に個別の事業者間で生じている問題については、**まずは既存のガイドラインや紛争解決に係る枠組みにより、当事者間で協議が調うように努力すべき**。
- ・ **規制コストも踏まえると、現時点で着信接続料規制を導入することは適当ではない**。「着信ボトルネック」に起因して新たに問題が発生、顕在化することがないか、**実態を注視していくことが必要**。
- ・ 「着信ボトルネック」に係る議論の中で一部事業者から提案のあった**ビル&キープ方式の導入**については、①各事業者間のネットワーク構成・接続料単金に差異があるため、**事業者間精算を行わないことによる不公平**が想定されること、②同方式の導入により**国民利用者にとって少なからぬ影響を生じる料金設定等を行う場合には、広く国民利用者の理解が必要であること**等の課題を踏まえつつ、**まずは事業者間により協議により進めていく努力がなされることが必要**であり、その上で必要な制度的対応について検討する余地がある。

- 以上の整理を踏まえつつ、前回会合における関係事業者の論点提起について、**現在における音声接続料の状況を確認しながら、想定される制度的対応の性質や、その他講ずべき措置等について検討することが必要**ではないか。

2. 検討を要する論点(案)

音声接続料に係る本研究会での整理にあたっては、次の論点について、音声接続料に係る関係事業者等からヒアリングを行い、現状及び今後の方向性の検討を深めることとしてはどうか。

(1) ビル&キープ方式を選択可能とすることについて

音声接続料について、NTT東日本・西日本及びNTTドコモから、ビル&キープ方式(事業者間で音声接続料の精算を行わない方式)を採用したいとの提案があった。指定設備設置事業者を含む事業者が同方式を選択できるようにすることの是非についてどう考えるか。(現状、少なくとも第一種指定電気通信設備設置事業者においては、ビル&キープ方式を採用できない。)

① 指定設備設置事業者が、希望する接続事業者との間でビル&キープ方式を選択できるようにすることについて

- ・ 公正競争上の懸念事項はあるか。

② 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択することが可能となった場合に留意すべき事項について

- ・ 希望する接続事業者以外の事業者であっても、例えばトラヒック・ポンピングへの関与等が疑われる事業者との間でビル&キープ方式を採用することは適当か。
適当である場合、他にビル&キープ方式を採用することが適当と考えられる場合はあるか。
- ・ 指定設備設置事業者と接続事業者の間にネットワーク構成や音声接続料の水準差があることについてどう考えるか。
- ・ その他考慮すべき事項はあるか。

③ その他、音声接続料に係る望ましい制度の方向性について

- ・ 最終答申において議論された、音声接続料に係るその他の制度(指定設備設置事業者以外も含めた着信接続料規制、pure LRICの採用等)について、現状を踏まえた上でどのように考えるか。

(2) その他音声接続料に関して見直すべき措置について

- ・ 第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差についてどう考えるか。
- ・ その他検討すべき事項はあるか。